
平成26年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成26年9月17日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成26年9月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岩 田 典 弘君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 小 林 公 葉君
書記 ————— 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 ——— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 上 川 元 張君 防災監 ————— 種 茂 美君
税務課長 ————— 岡 田 厚 美君 町民生活課長 ——— 山 根 修 子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 畠 稔 明君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 ——— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、細田元教君、9 番、石上良夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き「町政に対する一般質問」を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。改めて、おはようございます。議長から質問の許可を得ましたので、2つの事項について質問をいたします。

初めの事項は、少子化対応の子育て支援策を問います。

南部町議会のことしの行政調査は、北海道の1市2町を訪問し、それぞれの自治体が工夫をされ、行政の手法を学んできたところであります。いろいろな分野の工夫を聞いた中で、特に私に関心を持った事項は、美瑛町の少子化対策でありました。教育費の負担軽減、無料化の実施、小・中学校の児童生徒に対する支援の姿勢です。入学時に、学用品、服の支給また学校給食費の無料化、町営スクールバスの運行など、教育で世帯への支援強化を図っていることであります。本町でも、人口減少の対応として今年度も少子化対策が進みましたが、このたびの調査で学んできたことから、さらに支援の充実を求めて問います。

1つ、小・中学校の給食費を無料化にすることを求めてお聞きします。

2つ、中学入学時に、学生服、男子は学生服、いわゆる詰め襟ですね、それから女子はセーラー服と、さらに体操服の支給を求めてお聞きします。

3つ、中学校の自転車通学に対し、電動自転車の購入者に対し、補助制度の創設を求めてお聞きします。

大きな項目の2つ目の事項は、子ども・子育て支援新制度を問います。子ども・子育て支援新制度については6月議会でもお聞きしましたが、引き続きお尋ねいたします。

子ども・子育て支援新制度関連の町条例は、園児募集の開始までに議会にかけることを言われました。しかし、今議会に提案がされております条例の一部の内容の提案はされましたが、しかし、町条例としてのこれの関連の提案はいつされるのでしょうか、お聞きします。6月議会の答弁では、保育サービスについては現状の水準を保つことを明言されました。このことをもとに問い

ます。

1つ、子ども・子育て支援事業計画に向け、南部町子ども・子育て支援会議の現在の状況をお聞きします。

2つ、町民のニーズ、調査アンケートの結果はどうだったでしょうか。お聞きします。

3つ、園児募集は町条例のもとにされると思いますが、募集開始は例年の時期にされるでしょうか。お聞きします。

4つ、町条例の制定以前に園児の募集を実施されると、認定保育時間、保育料、その他の基準は現状維持か、どのようにされるのか、お聞きします。

5つ、学童保育の対象学年は6年生までの実施にされることを求めてお聞きします。

以上、この場からの質問とします。そして、答弁を受けた後、議論を深めていきたいと思しますので、どうぞ答弁よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、少子化対応の子育て支援策についてでございます。

まず、小・中学校の給食費を無料にすることを求めるとの御意見であります。このことにつきましては、昨年12月議会でも同様の御質問をいただき、お答えしたとおりであります。重ねて要旨をお話ししておきたいと思ひます。もとへ。失礼しました。この学校給食の関係と中学校の制服の関係など、少子化対応の子育て支援については、教育長をもって答弁をいたしますので、よろしくお願ひします。私のほうから、子ども・子育て支援制度についてお答えを申し上げたいと思ひます。

平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度に向けて、本町でも平成27年度から平成31年度の5カ年の子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育てにかかわる関係者からの意見を踏まえ、当事者のニーズを満たすだけの必要な事業の確保の方策が計画に盛り込まれているかを検討していただくため、南部町子ども・子育て会議を平成26年3月から現在まで計3回開催しております。

本町においては、就学前児童の保育や教育、子育て支援施策をどのように行っていくのか、就学児童については学童保育をどのように行っていくのかについて、当事者と関係者の目線から御意見をいただく場であると考えております。3月に開催した第1回会議では、昨年10月に行ったニーズ調査結果について御意見をいただいております。ことし5月に開催した第2回会議では、学童保育の利用の見込みを把握するための調査方法について検討していただき、6月までにアン

ケート調査を行ったところです。この調査結果について、7月に開催した第3回会議において、結果をどのように考え、学童保育をどこまでどのように行うべきかについて御意見をいただき、学童保育を来年度以降どこでどのように行うのか、担当課である町民生活課と具体的な実施の方法について現在検討を行っているところです。今後、学童保育を初め、保育園での保育や子育て支援事業をどのように実施していくのかについて、会議への提案を行い、必要な条例等の整備ができるように準備を進めているところであります。

次に、町民のニーズ調査、アンケートの結果についての御質問です。平成25年10月に、子ども・子育て会議設置に先立ち、子ども・子育て支援事業計画を策定するための実態把握を目的に、子育て家庭の保育や子育て支援事業の利用状況と今後の希望などについて行いました。調査をお願いした未就学児童の家庭356世帯のうち169世帯からの回答をいただき、回答率は47.4%、回答者の9割以上が母親の回答でした。

まず、子育て世帯の就労状況ですが、母親の就労状況は回答者の5割近くがフルタイム勤務、2割がパート、アルバイト、就労していない方が2割、就労したことがない方が1割でした。定期的に保育園や幼稚園などの施設を利用している家庭が8割以上で、保育園が9割以上、幼稚園、認可外保育施設を利用している方も1割までですがありました。保育園などを利用していない方の理由としては、子供が小さい、必要がない、祖父母や親戚が見ている理由がほとんどで、利用したいがあきがない、経済的な理由で利用できない、延長、夜間保育などの条件が合わないと回答した数が1%以下でした。

今後利用したいと考える事業として、複数回答で希望する事業をお尋ねしたところ、認可保育所の希望が最も多く、次いで認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、ファミリーサポートセンター、事業所内保育施設の順の希望がありました。町内の子育て支援事業を利用されているかについては、子育て支援センターのびのびや、子育て支援行事あいあい、保育園の園開放、子育てサークルのいずれかを利用している方が全体の3割ありました。お勤めをして保育園に預けておられる家庭が8割近くありますので、保育園などを利用しないで在宅で子育てをしておられる方は、ほぼ町の子育て支援事業を利用されていると捉えております。

また、病児・病後児保育の利用について、利用したい方と利用したいと思わない方は、半々の割合でした。ことし5月に西伯病院内に開設した病児・病後児保育室と利用負担の無料化が、子育て支援にどの程度応えているのかの検証を行っているところであります。

また、お子さんが生まれた後の育児休暇制度の利用については、育児休業を母親の半数以上が取得されていることがわかりましたが、父親はわずか4%しか取得されておらず、父親は希望は

あっても実際にはとりにくい現状であることがわかりました。また、母親が希望より早く復職している理由としては、会社の節目に合わせるため、経済的理由の次に希望の保育所に入るためという回答順で、保育所に入るために希望よりも早く復職する実態があることもわかりました。また、育休取得後の育児短時間勤務制度の利用について、母親の49%が利用できなかったと回答し、制度を利用したくてもできない実態であることがわかりました。保護者の方の就業の傾向が改めて明らかにできたことで、子育て家庭の仕事との両立を支援していくために、町立保育園での受け入れ体制は十分であるかなど、検討を行う材料としているところです。

最後に、町の子育て環境に関する満足度について1から5までの指標で満足度を回答していただきましたが、8割以上の方が3または4の満足度を答えておられ、現状におおむね満足しておられることもわかりました。ただし、満足度の低い回答も1割はございましたので、満足度の低い方の御意見についても今後見直しができる内容はないか、参考にさせていただいているところです。

次に、園児募集についての御質問です。このたびすみれ保育園を建てかえ、認定こども園に変更するための条例を提案させていただきましたが、これによりすみれ保育園は、認定こども園としての機能を持つことになり、保育の必要な事由に該当しない満3歳以上の就学前の児童の受け入れも可能となります。また、準備条項も設けさせていただきました。このことによって、認定こども園の移行前でも園児募集などの準備ができるようにいたしました。町内施設の園児募集の時期ですが、先日も国が示していた保育料の利用者負担の階層区分のイメージが変更になるなど、国の動向が定まっていないところがまだあるようですので、今のところ11月ごろを考えております。それまでに、一度説明会を開かせていただき、新制度について保護者の皆様に説明させていただこうと思っております。

次に、認定保育時間、料金、その他の基準についての御質問です。保育の必要性の認定基準は、事業主体である市町村が、保育時間や料金、そのほかの基準につきましては、国の基準を上限にして、それぞれの事業者が定めることになっております。町内の施設は全て町立ですので、どちらも南部町で定めることとなります。町では現在同様に規則を定め、国が示した基準に沿って運用していく予定ですが、保育認定については国の新たな基準により、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間と主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の認定をそれぞれの御家庭の就労実態等に応じて認定させていただくこととなりますし、利用者負担の階層区分を定める基準については、現行制度が保護者の所得税額をもとにしているのと違い、新制度では市町村民税額をもとにして設定することとなりますので、全く同じ負担額にはならない方も出てくることを

御承知いただきたいと思っております。いずれにしても、なるべく現状に沿った形で運用したいと思っております。

最後に、学童保育についての御質問です。新制度においては、学童保育の国の基準が小学3年生までから小学生までに拡大となりますが、学童保育を何年生まで行うのかの判断は、各自治体の実情によって、子ども・子育て会議の意見を参考に決めていくことができるものです。本町では、本年5月22日から6月6日にかけて、小学4年から6年生の児童と保護者それぞれを対象に、学童保育の利用希望についてのアンケート調査を行いました。回収率は児童がほぼ100%、保護者は8割の回答でしたので、当事者の希望と受けとめてよい結果であろうと考えます。結果としては、南部中学校区では児童の1割程度の希望であるのに対し、法勝寺中学校区では2割程度の希望がありました。南部中学校区では、あいみ児童クラブと学年にかかわらず利用できる宮前児童館がありますが、法勝寺中学校区ではひまわり学級と東西町放課後児童クラブ以外に上学年児童が利用できる場所がないことが理由にあると考えています。子ども・子育て会議からは、法勝寺中学校区には南部中学校区のような全児童の居場所がないことが課題であり、その前提であれば上学年児童の学童保育は必要、4年生までは必要、長期休業中は必要などの御意見をいただきました。法勝寺中学校区に全児童の居場所となる場所がないことは合併以前からの課題であると認識しておりましたが、学童保育をどこまですべきかということを考えてときに、家庭の事情にかかわらず、全ての子供に安全で安心できる遊びと生活の場を提供できる児童館のような場があることが留守家庭に限らず子供の健全育成と保護者の子育て支援につながるものと考え、改めて法勝寺中学校区での児童館の必要性について、学童保育の拡充とあわせてどのように実施することができるのか検討を行っているところです。平成27年度にどこでどのように行っていくのかについては、今後の子ども・子育て会議にお諮りし、12月議会には方向性をお示ししたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 亀尾議員さんの子育て支援施策に係る御質問にお答えをしております。

まず、小・中学校の給食費を無料にすることを求めるとの御意見でございます。このことにつきましては、昨年12月議会でも同様の御質問をいただき、お答えしたとおりでございますが、重ねて要旨をお話ししておきたいと思っております。学校給食につきましては、学校給食法第11条に定めがございまして、学校給食の実施に必要な施設及び設備、運営に要する経費を除く費用は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると思っております。このことを受けまして、

学校給食の原材料に係る経費につきましては、受益者負担として保護者の皆様に御負担をいただいているわけでございます。今年度は消費税が増税となり、給食単価を上げざるを得ませんでした。これまでの町支援額1食13円を増額をし、小学校で21円、中学校では22円とし、保護者負担額の据え置きをさせていただいております。また、さきにもお答えをしておりますが、食べたものについてその費用を負担するということは、社会の一般的な考え方でもあり、経済的な理由により一定額の支援を必要とする場合を除き、学校給食費を無料とすることは考えておりませんので、御理解をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、中学校入学時の制服と体操服の支給を求めるとの御意見でございます。7月に行政調査をされました北海道美瑛町での過疎債を活用したソフト事業の取り組みを踏まえての御提言でございます。小学校入学時に学用品セット、中学校入学時に制服とジャージが贈呈されているように聞いております。この事業には過疎債が活用されていますので、当然町費の持ち出しは極めて少ないことは、議員もよく御承知のことと思います。現在、制服は3万円前後いたしており、決して安価ではございませんが、多くの生徒は3年間着用しているようでございます。親に買ってもらったぴかぴかの制服、物を大切に作る心も育んでいるのではないのでしょうか。保護者にとっても同じことが言えるのかもしれませんが。少子化対策、保護者負担の軽減の名のもとに誰でも彼でも、あれもただ、これもただもいいのかもしれませんが、子供たちの安全安心な住まい、毎日の食事、発達段階や場に応じた衣服、そういった生育環境を保障することは、基本的には親としての愛情であり、責務でもあるのではないのでしょうか。経済的に支援が必要な御家庭につきましては、要保護、準要保護制度を活用し、これまでも一定の要件のもとで就学援助をさせていただいております。制服やジャージ、水着等の学用品もその対象といたしておりますので御承知おきいただきたいと思っております。

今年度より、小学校での学級費や低学年の教材費に係る保護者負担をなくし、町費で予算化をさせていただいておりますが、優先すべき対策は何か。町の財政状況を見きわめながら、しっかりと考えてまいりますので、御理解賜りますよう重ねてよろしくお願いを申し上げます。

最後に、中学生の電動自転車通学者への購入補助制度の創設を求めるとの御意見でございます。法勝寺中学校では自宅からの距離にかかわらず、南部中学校では一定の基準を設け、希望する生徒の自転車通学を許可いたしております。現在、南部中学校では26名、法勝寺中学校では通学距離5キロ以上の者が51名となっております。本件に関係いたします法律の施行令によりますと、中学校での適正な通学距離はおおむね6キロとされております。このおおむね6キロを基準としますと、法勝寺中学校に数名この基準をオーバーする生徒がおります。基準内ではあるもの

の、通学路の急峻な坂道等については、一定の配慮が必要な場合もあるのかもしれませんが。

御提言の電動自転車につきましては、人力を要しない原動機による自転車はいかなるものかと思いますが、ペダルをこがなければそのモーターが働かない電動アシスト自転車は、通学方法の一つの選択肢かもしれません。議員のお考えは、少子化対策としての保護者負担の軽減の観点からの御意見かと思いますが、私どもといたしましては通学方法の適正化という観点から、改めて定期バスの利用も含め、検討してみたいと思います。

また、毎年秋になりますと5校のPTAの皆さんからさまざまな御要望をお聞きする機会がございます。これまで電動自転車購入補助といったお話はお伺いしたことはございませんが、先ほどお答えしましたように、通学方法の適正化という観点で、さまざまな角度から保護者や学校関係者と意見交換をしてみたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最初に質問は、まず教育関係の支援について質問いたしました。答弁のほうは、保育関係のほうを先、町長のほうから答弁をいただきましたので、再質問もその答弁をいただいた順でやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

まず私がお聞きしたいのは、今まで同僚議員それから私も含めて、この保育の事業の新システムというんですか、新しいことについて、子ども・子育て支援新制度について、都合3回大きな項目で上がったと思います。その中で、今回が3回目なんですけど、今までの中で答弁いただいたのは、現行の保育の水準ですね、いわゆるサービスの水準は維持したいということだったんです。そこで、あわせて聞くんですけども、このたびの議会で議案として出ております保育所条例の一部改正について、この内容を見ますと、今度改築されます、すみれ保育園、これが認定こども園という扱いで、すみれこども園という名称に変わりますね。そこで、この条例の改正の内容を見ますと、今までは、今言い方がちょっと違ったかもしれませんが、保育に欠けない状況の子は保育園制度では扱うことができなかつただけなんですけども、認定こども園ということになりますと、保育に欠けない子も扱うことができる。つまりだから、3歳から、これ恐らく幼稚園の扱いのほうのことからだと思います。3歳に達した日から6歳に達した日に属するということですので、これの扱いだと思うんですが、この子供たちについてのどういう扱いをされるのか。まずそのことについてお聞きします。時間と利用料金ですね、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。失礼いたします。

先ほどの質問ですけれども、いわゆる1号認定という方の認定を受けることになられます。保育認定を受けるためには、保護者の方が常に48時間、おおむねですけれども、48時間以上の児童の保育ができない状態の方のことは2号認定、3号認定として保育所と同じ扱いになりますけれども、それ以外の集団生活を経験させたい方ですとか、教育を受けたいと言われる方々につきまして、教育認定、つまり1号認定というものをすることになっておりまして、この方々も皆、お子さんも皆一緒に認定こども園で教育及び養護を行っていくというものでございます。扱いというのが、お子さんのそれぞれの保育の仕方ということであれば、ここは別個には考えていないです。今のところ保育園でやっているようなことを基礎にいたしまして、皆さん同じような教育を受けていただき、養護もさせていただくような形でと考えております。

時間のことですけれども、今、国のほうで示されているのが、教育時間というのがおおむね4時間程度ということを示してありますので、それに沿っていくのかなと。まだここははっきり決まったわけではありませんが、ほかの保育時間との絡みもありますので、国の基準におおむね従ったような形で考えているところです。

金額につきましては、ほかの保育認定の方々とは多少安くしないといけないのではないかと考えているところですが、ここもまだいろいろ案を考えているところですので、はっきりとした金額をお示しする時点ではないので御容赦ください。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めてこの件について確認の意味でお聞きするんですけども、結局、1号認定と言われたんでしょうか、それについては別扱いはしないということは、同様に扱うということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。別扱いをしない、同様に扱うというのは、保育の内容につきましてのことだと認識しておりまして、このお子さんは教育標準だからといってこれしかしないとかというものではないと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ごめんなさい、私の聞き方が悪かったんですね、別扱いしないというのは、いわゆる恐らく同じ部屋か別の部屋かはわかりませんが、同じやっぱりすみれのほうでやられるんですけども、私がお聞きしたのはつまり、国の基準がまだはっきりわからないので、恐らく相談されると思うんですが、方向としては保育時間については別扱いにしないで、以前の保育のあの扱いと同じようにされるのかどうなのか、もう一度よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの時間ということでございましたら、国の基準でいきますと教育の標準時間というものが4時間をめどとしてということがございます。保育を行うに当たりまして、この4時間というものも視野に入れながら、実際、現在もこの4時間、ぴったり4時間ということではないかもしれませんが、教育、養護を行っていくのに当たりまして、大事な時間として捉えながら保育もしておりますので、そこに教育時間のお子さんが加わるからといって別扱いをすることもないというふうに考えております。済みません、先ほどの時間のことで、教育時間4時間と保育の標準時間、それから短時間というものは、時間的には別の扱いということになります。教育は4時間ですので、保育の時間よりは短い時間をお預かりすることになるという認識です。まず、4時間というのを教育の時間と保育も同じ時間を保育、教育しながら、教育時間4時間行った後で、その後養護の時間、また8時間なり11時間なりという時間預からせていただくことになりますので、そこは教育認定の方には関係のない時間ということになりますので。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私がお聞きしたいのは、退園時間ですね、いわゆる預かってる子が退園する時刻ですね、それがいわゆる教育でやってる子供とそうでない子供ですね、従来の子と、その子供と時間が差があるのかどうなのか、それをはっきり聞きたいんですよ。つまり、退園時間が今、早い子は午後4時ぐらいですか、遅い子は6時とかなんとかあるんですけど、同じそういう時間でやられるのかどうなのかということを、それをはっきり聞きたいんです。どうでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。開園の時間ということでございますね。今、保育の時間は大体7時半から6時半を標準的な時間ということで開園しております。そのほかに延長の時間というのを設定をしておりますが、1号認定の方につきましては、朝8時半ごろから12時半ぐらいまでが標準の4時間ということでしていくのかなと思いますが、ただ、いろいろな事情によって、その後延長をされることも可能かなというふうに考えています。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 済みません、簡単に説明しますと、教育時間を4時間としておおむね設定したいと思っております。朝8時半ぐらいからの4時間というものを教育時間として設定したいと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと私にもわかりませんが、結局、その扱い、1号の人は、4時間で一応もう退園してもらう、帰ってもらおうということなんですか。それと、先ほどちらっと言われたんですけども、それ以降も見てほしいということは、延長を申し出て、それでそれについて料金の上乗せがあるということも、その2つの方法があるということですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどおっしゃられたように、そもそもこの教育時間の認定の方は、保育の必要性のない方が受けられるものですので、4時間たちましたら基本帰っていただくことになります。ただし、御希望に沿って延長保育もできるということになろうと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が、時間のことはそういう考えだということはわかりました。ただ、一つつけ加えておきますけども、やはり同じ園で年齢がぼんと違ってたら別ですが、同じ年齢の子がそれだけの時間で早く帰すというのは、ぜひ改めてほしいなということを、まず希望として言っときます。つけ加えて言いますけども、先ほど課長の答弁であったのは、いわゆる利用料、保育料ですね、これが他とは安くなるようなことを言われたんですけども、これはそういうことでしょうか。ほかの以前の保育、いわゆる1号でない方とは比べると保育料が安いということでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの料金の質問ですが、まだ南部町でははっきり決めたというわけではございませんので、国が示しているイメージでお答えさせていただこうと思います。例えば、市町村民税非課税世帯の方が教育標準時間は9,100円ということが出ております。同じように、満3歳以上の利用者の方に同じものを当てはめると1万6,500円というふうに。御質問では安くなるかどうかということでしたが、今まだ決めた段階ではありませんので、これからいろいろシミュレーションしながら決まっていくというふうに考えています。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 多分、私の考えでは、保育というんですか、扱う園での見る時間が少ないから、4時間になると少ないですから、ほかの園児と比べると。それで金額が安くなるんじゃないかというぐあいに想像するんですけども、まだはっきりと決まってないからというこ

とですので、これは恐らく今度関連の条例が出たときにはっきりすると思いますが、私としてはあくまでも、先ほどで繰り返しますが、同じ扱いで同じ料金設定を、利用料設定をしていただきたいということを希望しておきます。（発言する者あり）今ちょっと逆にあったんですけど、私というのは同じ時間を見て、同じ料金を設定をすべきだということを言っておきます。

それから、アンケートの結果であったんですけども、いわゆる保育をやっていない方、いわゆる保育園に全然やってない方については、わずかなんですけど経済的なことが1%と言われましたかね、答弁があったんですけども、これ保育のお金に関連するんですけども、やはり今、所得がなかなか、政府のほうはアベノミクスで景気が、所得がいいようなことを言ってますけども、地方では実態を見ると、所得も下がる、また高齢者、お年寄りには年金も下がる、支給も下がるという状況、片や消費税がことしの4月から3%プラスで8%になりました。そういう状況で非常に苦しい状況が、別に保育園に出されている方も含めて、大変な状況であると思います。そういう中で、今度の関連事業での保育料の設定については、やはり十分に配慮していただきたい、このことを申し述べておきます。

それから、園児の募集についてなんですけども、例年ですと恐らく10月ごろだと思うんですけども、今度は11月ごろに考えたい、説明会もやるということなんですけども、つまりそのまま、11月ごろまでにいわゆる条例をきちっとしたものを議会に提案し、議会審議に乗せるという考えでしょうか。だから11月ごろを考えているということでしょうか、お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの御質問ですけれども、保育料の設定というものが必要になってまいります、それは来年度の予算が決まったの決定になるわけですから、今のうちにすぐに条例を出してということにはならないかと思えます。ただ、国のほうから、こうしたあらかじめの募集をするに当たりましては、そういった料金に変更になることもあるというような説明をした上で、あらかじめお断りをした上での説明会なり募集をしていくようにということが出ておりますので、そのことでしております。ただ、11月にしましたのは、今まだ国の動向がいろいろ詳細にわたってはっきりしていないところがありますので、10月には間に合わないというふうな考えでございましたもので、11月ごろということ考えてます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ということはですね、課長、町長か。確認しますが、結局条例は、国の基準がはっきりしてから条例を提案したいということでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。条例の提案に当たりましては、国のきっちりとしたところが決まってから出させていただかないといけないと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） いろいろお聞きするんですけども、これも一つ今度、学童保育の項目を上げてるんですけども、保護者とそれから児童に対して5月から6月にかけて利用の希望のアンケートをやったということなんですね。1つは、南中のほうでは10%の希望、法中のほうでは20%、法中側ですね、地域からいうと。法勝寺中学校のほうの地域からいうと、いわゆる子供が遊べるというんですか、そういう場所が欲しいということで、町長のほうの答弁では、先ほど、安全安心な場所を確保が必要だということで、児童館のようなことですね、いわゆる建物のことを12月議会でその方向性を出したいということなんですけども、根本としては今、国のほうで言ってる分が6年生まで持ってもいいんだということなんですけども、これについて根本的に、基本的なことはどう考えておられるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。子ども・子育て会議などの議論でも子供の居場所というものについての言及をしていただいております、会見地域においては、大体児童館があるとそこで過ごしておる、あるいは祖父母だとか自宅で学習をしておるというようなことで、1割程度が希望しておるということ、それから西伯地域については2割程度という結果が出ておまして、その結果を受けて何らかの子供の居場所づくりというものを考えていくべきではないかという提案をいただいております。したがって、さっきの答弁でも申し上げましたように、西伯地域において児童館がないわけでありまして、そういうことも含めて児童館の建設というようなことを含めて、子ども・子育て会議に図って方向性を出したいというぐあいに基本的に考えております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 全国的に見ますと、これは学童保育があるからないからということではないと思いますけども、このごろ子供が行方不明になるとか、そういう事件が起こっております。やっぱり少子化が進む中で、本当に大事な子供たち一人一人を安全安心に地域が育てていくということでは、力を入れなければならないと思いますので、ぜひ子育て会議の中でもしっかりと議論をされて、安心安全な、子供にとって、大人もそうなんですけども、特に子供にとっても安心安全な環境づくりというものをやっぱり考えていく必要があるというぐあいに思ってお

りますので、検討していただきたいと思います。

それから、最後になりますけども、保育園関係で先ほど言ったように、今までの議会の質問の中で繰り返しになったんですけども、現在の保育の水準を下げないということで、これを基本に新しい条例もつくっていただくことを希望しておきます。

次に、子供に対する支援のことでお聞きしたいんですけども、先ほど教育長から答弁をいただきました。美瑛町のほうにことしの7月のかかりに行政調査をいたしました。1市2町だったんですけど、その中で美瑛町のほうが特に子供に対しての支援というんですか、やっておられて、財源は先ほど言われたように過疎債のほうで対応しているということでした。私がここで事前にちょっとどうでしょうかということで、お聞きしますよということ言ってるんですけども、昨年12月に学校給食費の無料化の必要なお金ということ答弁いただいた中で、年間ですよ、年間総額で4,330万円にそれにプラス250万円、これは要保護、準要保護の分も含めるとトータルで4,580万円になるということだったんです。このたび決算議会に提案された分に見ますと、5,309万2,000円となってるんですよ。これはどういう、ちょっと私もはっきりわからないんで、ちょっとお聞きするんですけど、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。亀尾議員さんの質問に答えさせていただきます。昨年12月議会の中で、保護者負担が4,330万ということで、プラス250万円が要保護、準要保護ということありますが、この決算額との差が大きいんですが、簡単にいいますと、小・中学校の先生方おられますけども、先生方も給食を食べられておられて、給食費を払っておられますので、大きくいえばその額がその差になってあらわれているというふうに考えていただければいいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） それでは、12月の答弁の金額が、それが金額だと、いわゆる児童生徒が負担している金額ということですね。私は、財源で確かにここは過疎債の財源を充てるということできないと思うんですけども、決算の70億の歳出ですね、全部でいうと、一般会計が。その中でいうと、0.何ぼになりますか、5,000万でやったら0.7%ぐらいの割合だと思えます。確かに財源がそんなにじゃぶじゃぶあるわけではないんですけども、0.7%の予算を充てたら、いわゆる今回も見ますと学校給食費の入っていないお金、未歳入の金額もありますね。そういう中でやはり充てるべきではないかと思えます。基本的には学校も教育の一環ですから、義務教育の中ではやはりそれを充ててみるということも一つの支援の方法ではないか

と思うんですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。12月に引き続いて同様の御提案をいただいております。先ほど壇上からの答弁でお答えをしましたように、まず、やっぱり食べるものについては保護者の皆さん方で御負担をいただく、その応援をさせていただく金額の大小はあるのかもしれないけれども、全く無料ですよということはいかがなものかというふうに私は思っております。全体の予算のこのくらいだかなという話でございますけれども、もしも仮にそういう金額を教育費の中で活用ができるとするならば、給食費を無料にする以前に、対応する、あるいは優先すべき保護者の負担軽減策はあるのではないのかなというぐあいに私は思っております。御理解いただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は思うんですけども、この日本海新聞に載ってました、5月5日付ですか、大々的に南部町の未来に3つの支えということで、少子化対策のプロジェクトで載ってるんですけども、私は本当に子供を、あそこの町は子供を育てるためには非常にいろんな施策で応援をしてもらってるぞということ、このことが人口の増加、いわゆる町からのまた出ていく人を防ぎ、そして新たに移り住んでいただくことの大きなやっぱりポイントになると思えます。そのことで、先ほども教育長の答弁があったんですけども、教育予算が決して膨大な予算ではないと思えます。そういう中で、やはりもっとふやして、教育予算を、その中で先ほど言ったように0.何%の負担軽減をやるべきだということを重ねて申し述べておきますので、ぜひ検討課題に、今年度の、していただきたい。このことを要求しておきます。

それから2つ目の、中学生のいわゆる学生服についての支給なんですけども、私、ちょっと調べてみました。販売店の方に聞いたんですけども、男性の服ですね、上着のほうは2万5,000円、値段はピンからキリまであります。大体中間点、よく購入される金額ということで聞いたんですけども、2万5,000円、それからズボンのほうがやっぱり8,000円くらいで、都合3万3,000円くらいということでしたね、標準が。それから、女子についてはセーラー服が1万7,000円、スカートが1万2,000円、大体これが標準くらいだということで、これが2万9,000円ですね、そうするとその中間、男生徒、女生徒、比率はわかりませんが、その中間をとりますと1人当たり3万1,000円ですね。私が今の会見小学校、第二小学校、西伯小学校の今の6年生の児童数を見ますと、99人ですね、まあ100人としましょうか、来年1年生が。そうしますと310万円ですね、金額的にすると。私は、これは先ほど教育長の答

弁もあったですけども、3年間大事に使う子もいるし、あるいは体が大きくなって買いかえる子もいるかもしれませんが、しかし、スタート段階でこれをやっぱりぜひ支給をしていただきたい。これ美瑛町のほうでもこのことをやっておりました。それからあわせて、中学校の体操関係の分ですね、私、ジャージかと思ったんですけども、ジャージもありますけども、主に体育の時間着るのはTシャツだそうなんです。1枚が2,500円、それから短いパンツですね、短パンが3,000円、これが合わせますと5,500円ですね。これ100人で計算しますと55万円ですね。これやっぱりぜひ、金額が少ないからというわけではないんですけども、これぐらいはやっぱり期待してるんだよと、君たちが健康で勉学に励んでいただきたい、町のほうで期待してるから、あんまりプレッシャーをかけるのはよくないかもしれませんが、そういう意味でぜひこれも検討。もうことは終わりましたが、新年度27年度にはぜひこれも優先課題として考えていただきたい。予算要求をしていただきたい、このことも求めておきます。

それから、電動自転車、これアシストと言われて私のはっきりよくわかりませんが、いろいろ調べたんですけども、いわゆる充電しといた分がモーターでペダルのほうを応援していく、負荷を少なくしていくということなんですね。一応法勝寺中学校では6キロ、法勝寺校区では6キロをオーバーしてる子がいるということもありました。人数はわずかですけども。しかし私は、距離もそうですが、平地は割合自転車はよく行くんですけども、奥部の子供、旧西伯上長田地区、それから東長田地区の部分、それから、今度南中のほうで、旧会見でいきますと、上野、鶴田、あっちのほうの子供。これね、体力増強には家で自転車を踏んでやる人はありますけど、しかし、子供たちは通学するのにやはりこれぐらいのことをね、私はこれは無償で支給なんて言いません。購入した子供に対しては、幾らかでもやはり町のほうで補助の制度をしてやるということを考えるべきじゃないかと思います。私がこの一般質問の内容を話しますと、ええな、私らの子供はこうだったとか、私らが子供のときはこうだったとか、あるいは私の子供を育てたときはそうじゃなかったよと言う人もあります。しかし、やはり時代の流れじゃないでしょうか。よくずっと昔から考えてみますと、私は教科書買いました、小学校、中学校。ところがそれが、大分前からですけども、無償になりましたね。これが時代で、義務教育に対象の子供はやはり公のお金で支援をしてやる、そして努めてやるべきだと思います。昔のように、1クラスが私、中学校だったんですけども、1学年が140人いました。そういう中でやはり、あ、160人が1学年やってました。1年下の学年は5学級になりましたね。恐らく200人ぐらいおったんじゃないかと思えます。そういう時代と比べると、先ほども言ったように、今の6年生は南部町全体で100人いれない。年度によっては100人超えてますけども、そういう中ですから、十分そのことを考え

られて、ぜひ、この町で生まれ育ってよかったなと、ぜひ大人になってもここに住み続けようと、そして私たちの次の世代もこういう町で住みたい、そういうことをぜひアピールも兼ねて、そういう予算組みをお願いいたします。

私の言いたいことは以上です。答弁を求めますとまたあるかもしれませんが、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は20分。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問いたします。答弁よろしくお願いたします。

まず、第1点目。カントリーパーク周辺整備事業を問います。

平成19年度より町土地開発公社で取り組まれてきた町ミトロキリサイクルセンター事業が、平成25年度で残土受け入れ終了、今年度で残事業を実施し、町に引き渡す予定になっています。この事業は、旧西伯町の長年の懸案事項であった日興産業土砂採取場跡の採取権買い取りから始まりました。町はこの土地をカントリーパーク周辺整備事業、駐車場の増設や多目的グラウンド整備として計画し、その土地造成の方法として、建設残土処分場を開設し、その管理運営を公社で行ってきました。ことし5月の公社理事会では、これまでの事業総括が示されました。また、6月議会開会中に公社担当課から説明を受け、現地を視察してきました。収入に比べて膨大な経費、塩漬けの土地になるのではないかと、当初の疑問は払拭どころか、現実味を帯びてきたのが率直な感想でした。ミトロキリサイクルセンターの事業終了に当たり、カントリーパーク周辺整備事業に責任を持つ町の考えを聞き、責任を問いたいと考えています。

まず第1点目に、受け入れ残土についてですが、当初計画の2倍以上に受け入れとなってきましたが、町が計画する整備事業から見ての必然性とその結果をどのように考えているのでしょうか。

第2点目。この工事の中で、これ附帯事業ということでしたが、工事の中で経費の安全管理委託、土木委託、工事請負費を7年間同一業者が請け負ってきたこともわかっています。このことについて、町の財務規則等照らしてどうなのか、町長の見解をお伺いします。

3点目。当初計画では土地購入費、土砂採取権買い戻し費を事業費の中で賄う予定だということが議会の説明でもありましたが、その点についてはどうなっているのでしょうか。

4点目。カントリーパーク周辺整備事業計画はどうなるのでしょうか。今後の土地管理について、どう考えているのかを問います。

第2点目。社会福祉法人伯耆の国の公共性を問います。平成25年6月議会で、町が社会福祉法人伯耆の国に公の施設として指名指定管理をさせていた特別養護老人ホームゆうらくの施設一式を同法人に無償譲渡する議案が提出され、賛成多数で可決、同年7月1日をもって同法人所有となっています。この法人は、平成14年旧西伯町と旧会見町が合併を前に共同出資をして設立した法人です。設立準備も町の仕事として取り組んできた経緯があります。今、特別養護老人ホームゆうらくの施設無償譲渡に当たり、町民の中からは、町が設立した社会福祉法人と町の関係はどうなるのか、これらの疑問をよく聞くようになりました。公費を投じて設立した経過からも、町が同法人の公共性を求めるのは当然のことだと考えるのですが、この法人の公共性をどのように考えているのかを聞きたいと考えます。

第1点目、全額自治体が出資する法人を設立するに当たり、町はどのような役割を果たしてきたと考えていますか。

2点目、町と出損団体との関係をどのように考えていますか。

3点目、出資団体の公共性、公平性に責任を持つ町の姿勢を求めたいと思います。

以下、再質問をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

最初に、カントリーパーク周辺整備事業を問うということでございます。

最初に、この事業の経緯についてちょっとお話をしておきます。ミトロキリサイクルセンターを含むカントリーパーク周辺整備のための土地の取得は、昭和49年に自然休養村の指定になったことと、賀祥ダム建設に伴い、代替農地が求められたことにより、鳥取県農業開発公社に代行取得していただきました。農用地造成計画では、5年の事業期間で農用地に造成した後に、入植者が買い取るようになっておりましたが、実施設計の段階におきまして事業費が相当多額となることや、ダム建設による水没移転者からの代替農地の希望が減ったこと、自然休養村事業の縮小

により事業実施が困難との結論に達し、計画の断念を余儀なくされております。この後、代替案も検討されましたが、適切な事業もないまま5年間が経過し、公社から買い戻す期限が迫り困惑していたところへ、日興産業から製作工場の原料として町有地の土砂を採取させてもらえないかとの申し出があり、議会とも御相談をされて、公社から買い取る価格で採取させることといたしました。昭和54年10月31日に土砂採取契約を結び、同年12月18日に公社と売買契約を締結し、買い戻したものであります。その後、平成17年3月に経営上の理由から、日興産業より事業撤退の意向があり、土砂採取権の買い戻し及び日興産業所有地の買い取り要望がありました。以上のことは、平成17年3月8日の全員協議会で説明し、土地の買い取りについては今後の課題としつつ、当面、採取権契約の延長を平成19年3月31日までとして、契約更改しております。その後、西部地区の残土処分場として利用しつつ、かねて懸案であった駐車場整備などを実現すべく、事業計画を立て、平成18年9月議会で日興産業ほかの土地を南部町土地開発公社で代行取得する、カントリーパーク周辺整備の土地取得を議案として御提案し、御承認をいただいております。

受け入れ残土が当初計画の2倍以上になっているがどうなのかとの御質問ですが、当初の計画段階では、受け入れ土量については22万立米としておりました。確かに町が当時お示した多目的グラウンドの整備を行うためだけであれば、22万立米でも可能であったかもしれません。しかしながら、当時、法勝寺川の河床掘削工事や国道180号のバイパス工事など、残土量が増加する要因があり、処分場の容量確保が求められておりました。そして、処分場の容量については、山の切り土部分を減らし、残土を盛る高さを上げる工法変更により、工事費の節減を図りつつ、受け入れ土量も49万立米にふやすことが可能との土量測定の結果も出たようです。また、一方で、当時利用していた町道では1日50台の通行規制があるため、残土の搬入が十分に進まず、地元集落の交通安全対策の観点からも、専用の新たな搬入路を整備する必要も生じました。

こうした事情を背景として、平成21年11月26日の土地開発公社の臨時理事会に新たな搬入路の整備と受け入れ土量の増加を含む計画の変更を諮って御了解をいただき、翌年3月には地元説明で御了解をいただいたというのが経緯でございます。結果的には、計画変更により山切りなどの工事費を抑制した上に、公共残土の受け入れ拡大で地域社会へ貢献し、町の財政負担なしで新しいカントリーパークへの進入路の整備ができたこと、長年の地元要望に応えることができたことなど、町民福祉の増大につながったものと考えております。

次に、経費の安全管理委託、土木委託、工事請負費を7年間同一業者が請け負っていることについてどうなのかという御質問でございます。平成19年度の事業開始当初では、緊急的な災害

時に迅速に対応する必要性や町内企業の活用を考慮し、町内の土木業者に安全管理委託、警備員、土木委託、場内の敷きならし、工事請負、暗渠施設、水平配水材、沈砂池、足洗い場などの施設設置費などについて、入札を実施の上、契約を締結しております。場内の敷きならしと工事については、搬入、敷きならし、配水施設の整備など一連の工程になること、また警備に関しても一般的には請負業者が手配をしていることから、同一の業者となっております。それ以降は、毎年計画に基づいて残土を入れながら敷きならしたり、排水路をつくったり、事業の継続性の面から、また後になって陥没とかのり面の崩壊等の瑕疵が生じたときの責任の明確化の面から、同一事業者に対して見積もり入札を行い、随意契約としております。なお、毎年度末に当該年度の出来高で精算しておりますし、監査及び理事会でも御承認いただいていることを申し添えます。以上は、土地開発公社の話であります。

次に、当初計画では土地購入費、土砂採取権買い戻し費を事業費で賄う予定であったがどうなっているのかとの御質問です。平成18年9月議会において、議案第79号、土地の取得についてでカントリーパーク周辺整備のために土地の取得価格6,097万2,180円、面積1万3,526平米を上程し、御承認をいただいております。あわせて土砂採取権についても土砂採取契約解約金3,378万3,000円の予算を承認いただき、3,322万4,000円を執行しております。これは、南部町土地開発公社が土地を先行取得し、町は公社に対してこの債務を5年間で返済するといったものでした。返済については、既に平成23年度末に完了しております。同議会での説明の際に、カントリーパーク周辺整備事業の事業手法として、残土を受け入れ、その収益で造成費用を捻出し、最終的には町財政に負担のない計画として説明しています。

最初の御質問にも関連しますが、残土搬入量の増加が見込まれる中、搬入台数の制限により搬入期間が延びて、周辺住民に御迷惑をおかけすることを懸念いたしました。地元の賀祥集落からも、生活道路を残土搬入車両が通行することに対する抜本的な改善を求める要望が寄せられておりました。財源としても、残土搬入量の増加により、収益が確実に増加することが見込まれましたので、新たな搬入路を整備いたしました。これにより、搬入期間も短縮され、早期に受け入れが完了できました。また、当初計画時点では、最終的には約6,000万円余りの剰余が発生する予定でしたが、実際には今年度末時点で見込まれる約800万円の剰余金に加え、搬入路の建設費約1億6,000万円が町財政を圧迫せずに整備できましたし、地元雇用や地域振興協議会の自主財源の確保に貢献でき、結果的には地域の活性化の一助となったと思っております。

最後に、カントリーパーク周辺整備計画はどうか、今後の土地管理についてどう考えているのかとの御質問です。今後の土地利用については、昨年度末で残土搬入は終了しており、

今年度末には造成が完了し、公社から町へ管理が移行することとなります。今後は、町でコントリパーク周辺整備の具体的な検討をしてみたいです。当初計画では、町民の健康増進とスポーツ人口の拡大を目的に、サッカー、野球、グラウンドゴルフなどを幅広く利用できる多目的グラウンドや、園路などの附帯施設の整備を行うこととしているところですが、当時から年数も経過しておりますし、施設利用者、施設管理者、地元住民等の御意見を伺いながら柔軟に検討してみたいと考えております。

なお、当初から懸案となっておりました多目的グラウンド下の駐車場の整備につきましては、早速来年度実施したいと考えております。また、土地の管理については、整備が完了するまでは町で管理することになると思いますが、地元の南さいはく振興協議会の御協力もいただきながら、管理体制を構築したいと考えております。

次に、伯耆の国の公共性についてでございます。まず、ゆうらくは昭和45年8月に鳥取県下最初の特別養護老人ホームとして設置され、西伯特別養護老人ホームがその前身となっております。開設当初から県立施設の委託を受け、町営で運営してまいりました。しかし、施設の老朽化と高度な介護サービスの需要に応えるため、改築が必要と判断し、平成7年の西伯町長初当選以来の課題として取り組んできました。県でもその必要性を認められ、平成11年に県は運営の全面的な移管方針を打ち出され協議を重ねてきましたが、県では、町で引き受けなければ民間に移管することもやむなしという強い方針を打ち出されました。というのも、運営状況は悪化して、毎年六、七千万円もの赤字を計上し、県政の大きな問題に浮上してまいりました。町では、六、七千万円もの赤字を県から町につけかえるだけでは町民の皆様の納得は得られないと考え、その対応に苦慮してまいりました。また、多額の建設費についても、町財政で賄い切れるものではなく、県の補助金の大幅なかさ上げを求めてまいりました。なぜなら、この当時100名定員のうち半数以上が町外のお方でしたので、多額の町費を投入できるのかということも乗り越えなければならない大きな課題でありました。また、平成12年からは介護保険制度がスタートする予定で、それまでの措置制度から社会保険制度に大きく仕組みが変わる時期で、安定運営に向け、不明確なことが多く、この時期何かと不安の多い思いで過ごした記憶がございます。

介護保険制度での運営見通しの不明確な部分もありましたが、平成13年度には運営自体を県から町へ移管し、翌14年には建物の無償譲渡を受けて、完全な町営施設として運営を開始しました。新しい施設は、平成15年4月に完成し、名称をゆうらくとしました。そしてゆうらくの運営は、独立採算で行うために、社会福祉法人に移しかえることとして、在宅サービスを提供してこられた西伯町と会見町の社会福祉協議会ヘルパーさんや地方公務員として老人ホームにお勤

めの寮母さんにも一斉に職場を退職し、新しい法人に身分移管してもらい、旧町が出捐し設立した社会福祉法人伯耆の国に移管、運営を委託し現在に至っております。

伯耆の国は、設立以来健全経営がなされております。施設と地域との連携、予防機能の発揮、法人利益の地域への還元、平成24年度からは新たに保育園の指定管理を受けるなど、行政、地域住民との密接な連携、協働によるよきパートナーとして、南部町の発展に貢献していただいています。そしてさらに、ことし5月から西伯病院の訪問看護ステーションと連携して、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスを始めており、南部町の福祉の充実が一層図られたと考えております。

以上のとおり、設立の経過と運営状況を申し上げましたが、お尋ねの法人を設立するのに町が果たしてきた役割と町と出捐団体との関係について御理解いただけたのではないかと思います。

出資団体の公共性、公平性に責任を持つ町の姿勢についてお尋ねですが、今までもこれからも伯耆の国と町との関係は、南部町の福祉の向上を協働して進めていくことに変わりはありませんので、御理解をよろしくお願いします。

公共性については、ゆうらくが社会福祉事業法によって設立され、県が監督権限を行使しており、十二分に保障されていること、町は出資ではなく出捐という見返りを求めない方法での資金の拠出をしていますが、これは町営施設からの移行や職員の身分移管に伴い必要な措置でありました。社会福祉事業法の目的から外れるようなおそれがある場合は、監督者である県の適切な指導が行われると思っております。町は法人の自主性を尊重しながら、よく連携し、車の両輪となって町の福祉の増進を図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、カントリーパーク周辺整備事業についてですが、先ほど答弁をお聞きしてしまして、町の方は土地開発公社に委託して、もっといえば、カントリーパーク周辺整備事業はどうなっているのかっていうことを聞いています。附帯事業である造成工事がうまくいったとか、金をもうけたとかでなくて、それらのことがカントリーパーク周辺整備事業をするという町の本来の目的かどうかであったのかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、当初計画の2倍以上の受け入れの問題でいえば、法勝寺川にたくさん土が出るとか、ほかの問題が社会貢献したというんですが、この残土受け入れの事業はあくまでも附帯事業であって、目的は周辺整備事業であったのではないかと思うんです。結果として、2倍残土入れて周辺整備事業計画はどうなったのか。その辺の説明ですけれども、当初計画より、当初は3.6ヘクタ

ールの土地ができるといったが、たくさん土を入れることによって、のり面の問題、まず3.2ヘクタールに減ってきているという問題が一つ。もう一つは、高くなったことによって、上がって見たらわかりますが、相当高いんですよ。もし、それこそ土石流とか起こったらどうするのかというような場所なんですけれども、そういうことをすることによって、まず、道路も長くなって高くなった問題、これが周辺整備事業から見て本当に必要であったのかという問題なんです、その点についてどう考えていらっしゃいますか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。まず、高くなったことですが、事実高くなっておりまして、1段、小段の高さで1段、計画高でいうと5メートル高くすることによって、結局当初は、当初の22万立方メートルのところであれば低いですから、あそこの急峻な山を削ることによって3.幾ヘクタールの土地を造成するという計画だったのを、上に上げることによってカット量、山を切る、そういう量が減ることができる。ですから、マイナスというのではなくて、切る量が減ることによる周りの景観やそれからコスト、そういうものも減らされる、そういう20万立方メートルの残土の予定がなければ、当然下の22万立方メートルのところを山を切って造成する、そういうミッションを、私は副町長という立場もありますけれども、この公社の理事長という立場で言わせていただければ、受けたミッションを有効に使うためには、そういう残土の発生があったということで、5メートル上げることによって効果が有効に使えるということで、計画変更したというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうなんです、計画変更したんですよ。計画変更した結果、お金は倍以上入ってくるし、土も倍以上入ってきて、お金は倍以上はきたんだけど、経費もそれ以上かかって、結果として、当初目的であった土地の取得料6,900万でしたか、それと買い取り権の三千幾ら、あのとき1億円と言ったんですが、その1億円のお金が入っていないんですよ。それどう説明するんですか。整備計画をするに当たっては、少なくとも町がここに書いてあるんですね、平成19年の6月25日の公社の説明会では、料金設定の考え方としては、土地購入、土砂採取権買い戻し費、借入金の償還、これらを全て入ってくるお金で賄うんだと、こう言ったんですよ。それでも幾らか残るから、それで整備するっていった計画についてはどう責任持つんですか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） まず、整理しなくちゃいけないのは、まず町から委託を受けたときの

考え方として、今、真壁議員が言われるような1億円の収益、利益を上げて、この事業のあたかも目的はその収益を上げることが目的ではなかったというぐあいだと思います。先ほど町長の説明があったように、これはこれまでの過去のダム開発だとか、長年の課題の中である問題、それから平成9年だったでしょうか、開かれたダムの中で地域に運動施設を造成するんだと、こういう総合計画の中にあった問題、これをうまく今の時代の中で整理をして、地域の中にそういう計画どおりのものをどうやってつくっていくのか、課題をどう解決していくのかというその中で、カントリーパークの周辺整備が出てきたというぐあいだと思います。あくまでもその手法として、残土処分という問題で解決しようということに至ったわけでごさいます、何ら問題の趣旨を変えたもんじゃないと思います。

また、今度公社側の立場でいいますと、先ほど言われました公社の、私も真壁議員に言われて見てるんですけども、この事業説明の中で、あくまでも当時の資産総括表の中で、資産としてどういうぐあいにもくろみをするのかという中で、1億円でできれば収益を上げたいという目標として、これを上げたものだというぐあいには思っております。この公社の中の数字目標というものは、残念ながら最終的にキャッシュとして、形として町への1億円の貢献はできない、今めどになっていますけども、かわりに道路であったり、そういうものも整備された。これはトータルの中で町にとって大きな貢献でなかったかというぐあいには、公社としては思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 心配していますのは、1億円のお金が土地購入費や土砂採取権の買い戻し費を事業費で賄うということは、これ方便でも何でもなくて、目的で1億円もうけることと考えてなかったとおっしゃいますが、そもそも周辺整備事業をするのはなぜだったかといったら、その当時の理事者である方どう言いなつたかということ、あの日興産業を買い取る手法だったんです。そうだって、町長もうなずいてらっしゃる。日興産業を買う手法として、町が土地開発公社へ先行取得するとき、目的が要るから周辺整備事業というのをやったんです。そんなもん、みんな百も承知です。賛成した議員も含めてね。そういう中で取り組んで、少なくともこういう取り組みの中で町がつぎ込んだ1億円については金が返ってくるだろうというふうに説明していたのが、工事費が、入ってくるお金が2倍以上に膨れ上がってるのに、そのお金も入ってこない運営をしてきたんです。これね、理事長、少なくとも私はこの問題の一つは、21年でしたか、2倍にするそのお金を、2倍にしたときに入ってくるお金を道路工事費に使うというところを土地開発公社で決めたことに問題があるんじゃないですか。町が本来、町の事業としてやって

いるところを、本来であれば道路をつけることも含めて、道路の用地買収も含めて、町の議会にかけなかったらいけない状況じゃなかったですか。その辺の責任をどう感じていらっしゃいますか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長の答弁になるのか、公社の理事長の答弁になるのかということをお明らかにしておかなくちゃいけないんですけども、これは副町長として答弁を求められてると思いますけれども、真壁議員も今、理事、当時は監事をしておられましたんで、私の記憶ではほとんど同じ期間に同じような立場で理事と監事であったり、理事と理事であったり、そういう関係でお互いに同じ時間にこの公社に関与したというぐあいに思っています。間が4年ほどありますけど、私もその間いませんでした。

この変更についても、私はいなかった期間でございますが、いろいろな担当者に聞けば、ここにおられる皆さんもよく御存じだと思いますけど、ダムで移転をしていただいたあの地域に、地域の中に、ダンプトラックが数十年にわたって往復したわけです。その中で、当然のことながら地域にお住まいの方たちは、1日50台の限度だとか、それからカントリーパークで大会をするときには事前に協議をしていただかなくてはいけないだとか、いろいろな約束を求めながら、片方ではそういう騒音であったり、ダンプの交通安全の問題であったり、そういう中でお暮らしになってたわけです。長い間、かわりの代替施設ができないかだとか、町道改良してほしいだとか、こういう要望が長い間あったわけですね。その解決の中で、町行政は莫大な費用がかかるということもある、それから、この事業はあくまでも公社が残土の運搬を、特にこの変更時期というのは平成22年かあのあたりだと思いますけれども、ちょうど法勝寺川の青木あたりの残土を掘削をすることによって、法勝寺川の氾濫を防止しようという工事が急遽出てまいりました。そのために、当初余り見込みじゃなかったと、議会の中でもたしか議論があったと思いますけども、この公共事業が縮小される時代の中で残土処分場なんぞやっても、とてもじゃないけど入る残土があるのかという議論が、私は中心にあったように思います。

当初はなかなか残土もなかったんですけども、21年、22年、23年あたりから非常に多くの公共残土が出てまいりました。とすればですよ、1日50台の残土処分ではとてもではないけれども、地域の中の協定の中で、この工事を賄い切れないと。これを順調に進めるためには、こういう道路、いわゆる搬入のための専用道路が必要ではないかということで、公社の中で理事会にかけ、それもやむなし、地域の皆さんにも残土の搬入量をふやさせてくださいと、50台という約束をもっと進捗させるためにもふやすと。その代替条件として進入路をもうけたというのが

もとでございます。

したがいまして、この道路というのはこの残土処分を有効に使う、また目的でありますカントリーパークの周辺やカントリーパークの利用される方たちが、将来そこを通過してでも地域の皆さんに御迷惑をかけないというための道路でございますので、どうぞその辺を御理解いただきたいと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私はおっしゃってることが本末転倒だと思ひていますよ。今、言っているのは、カントリーパーク周辺整備事業のために附帯事業として土砂採取事業をやったんですが、いつの間にかそれが目的になって、金が入ったのかどうか知りませんがね、道路つけることが目的の残土処分場じゃなかったんですよ。結果として、車がたくさん入るから道路をつけざるを得なくなったわけでしょう。言ってみれば、町が本来周辺整備事業として取り組もうとしていたことに対して、この計画どうだったのかといへば、結果として住民にお願いして、たくさん負担をかけて、たくさん土入れたんだけど、それお金も出ていったから、土地の購入費もそのとき買い取りの1億円もお金入ってこない。今後、整備をするといへても、その整備をする、入ってみたことあるでしょう、あの上の土地までいくまでに、物すごい道路ですよ。あの道路を変えるだけでもすごいお金がかかるんですよ。そこで本当に周辺整備事業ができるのか。副町長も一緒にいたじゃないですか。しばらくこのまま放置しておくしかないんじゃないかと。率直な感想でしたよね。どうしたらこのお金使うことができますか。

言ってみれば、当初議会で私なんか指摘させてもらったように、こういうことをして目的のない土地をつくることになれば、塩漬けの土地になってしまうのではないかと、この管理を地域振興協議会に任せるといへても、お金出るのは一般財源ではないですか。これ私は、今度26年度中にですが、これを町に持ってくるっていうんですよ。そのときまた論議があると思うんですけどね、やはり反省点として見ておかなければいけない点があると思ひませんか。

その一つは、土地開発公社ですといへども、町の仕事でやるのだから計画変更のときはきちんと議会等にかけるということが一つ。もう一ついへば、私の疑問は、以前に会見町残土処分事業というのがあるって、平成8年から18年まで取り組まれているという資料を出してもらって、その中で検討したら、ここの分ですね、町が残土処分場をするのは、地域に貢献するために土砂に責任を持つためじゃないんですよ。何らかの事情があるって、少なくとも町費に還元できるとすると思うんですけども、この場合、会見町の残土処分事業は、10年間取り組む中で、どれだけのお金が出てきたかといへると、総額、使用料として11億入ってくる中で、5億4,500

万というお金が一般財源に繰り出されているんですよ。当時おられた旧会見の方もそうだと思いますが、言ってみれば、やむを得ない中で2億円で買った土地を、その土地代も回収しないことには住民に納得してもらえませんからね、そのお金を生み出して、なおさら地域の財政に貢献するというやり方をしてきたのが、あの鶴田の処分場なんですよ。場所の問題や金額の問題ありますが、そんな金額違っていません。うちの今回やった分がどうしてお金が残らないような事態になったのか。これもちょっと考えないといけないと思うんですよ。同じようなお金取っててですよ。

それで、一つは計画変更を、やっぱり町から見たら勝手にしたんですよ。勝手に業者の都合で道路をつける費用に使ってしまったというのが一つ。もう一つは、どう考えても財務規則等で業者を入札したといいますが、私も理事だから言うんですけれども、入札1社であったんですよ、理事長。少なくとも、多額のお金、年間4,000万から何ぼか動くものを、数年間にわたって随契でそれも1社でやっていくというのは、これは経費の妥当性から見ても合理的な理由はないとしか言いようがないと思うんですよ。

そういう点から見て、今回取り組みに当たって、今度生み出すような新たに計画をするといっても、その財源もできなかったことについての町と、これ町の実責任ですよ、やっぱり住民に対しての説明が要ると思うんですけれども、町長、どうでしょうか。これは公社というよりは町が取り組んできたことですよ、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、会見の残土処分場の金額的な例もおっしゃって、これは誰が聞いてもよかったなあと、それだけの町の財政に貢献できれば、これはすばらしいことだったのではないかと思います。実はこれは結果であって、それを目的にしてやるということにはならないわけでありまして。いわゆる町がお金もうけのために残土処分場をしますといっても許可ならんわけでありまして。ただ、それぐらいの気持ちで、会見の例もあるし、それぐらいの気持ちでミトロキのリサイクルセンターもやってほしい、土地代も出る、補償費も出る、まだ言えばその上に残余でもできれば、その上はないわけでありまして、それは気持ちであります。しかし、それを目的にしてやるということには、これは県の許可も出ないということでございます。したがって、先ほど来、開発公社のほうの立場から副町長のほうもお答えしておりますけれども、結果として道路が残ったということでありまして。それから800万ほどの今では収支の残が出るのではないかと。きょうの報告では4,700万ぐらい出るように書いてありますけど、開発公社のね、4,000万ですか。いや、出ておりますけど、最終的にはどうも800万ぐら

いというような見込みがあります。道路については、既にこれは町道認定していただいて、延長、道路の幅員を通じて、地方交付税に反映されているというように思っております。交付税措置もいただいております。

さっき業者の希望によって道路をつけたとおっしゃいましたけど、これはちょっと私も地元におりますので、訂正をさせていただきたい。そういうお考えであるならば、それは間違いだというように思います。そうではなくて、真壁議員も土地開発公社の理事さんですから、よく御存じだと思いますけれども、50台入れて、その道をまた帰ってくると、余計大変になります。ですから、今長のほうに向かって、あっち側に帰りがけは通って帰ってくださいというようなことをするほど、地元は本当に困っておられたわけです。そうかといって、あそこの橋を掛け直すというようなことにはなかなかありませんし、何とかお願いしますお願いしますで、従来来ておりました。ところが、今の能竹橋の下流から、右岸側から山切りをすれば、直接集落の中に通らんでも道路がつくという話を聞きまして、それはいいことではないかということで、地元にも話をして、そのようにされたわけでありまして、これは業者の都合とか希望とかそういうことではないわけでありまして、あくまでも地元の要望、それから町もそれに乗って、そのほうがよいという判断をしたというぐあいにお考えいただきたいというように思います。

それから、さっき1社のことをおっしゃいました。1社でどうのこうのということですが、これは我々は4月で区切って仕事をしております。4月から始まって3月で終わるというようなことでやっておりますけれども、民間はもう遠慮なしに四六時中持ってきます。毎日持ってきます。そういうことでありまして、受け入れて、それを敷きならしてそれから暗渠排水をしたり、沈砂池の管理をしたり、これはもう一連の私は仕事ではないかと思っております。ですから、毎年入札をしてやればよかったのかもしれませんが、一応見積もりをして、随契という形でやっておるということを聞いておまして、これは当然のことではないかというように思っておりますので、そこの辺は役員もしておられたので、御承知だと思っておりますけれども、町のほうからもそういう見解であるということをおっしゃって答弁したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この計画が平成18年の当時は議会で論議になって、賛否両論があって、私たちは塩漬けの土地になるのではないかと行って反対をした内容でした。理事会に入っているときも、議会からの選出で理事に入っているときも、そういう旨を述べて反対の意見を出してきました。だからこそ余計責任があるから、ここで言っているんですが、住民の貴重な財産を1億円投資して、その結果、そのことが当初の計画どおりにお金が返ってこなくて、何ら最初

の計画になかった道路ができたから住民にとっていいのではないかというのは、それは後からの話であって、私が業者と言ったのは、道路をつけざるを得なくなったのは、50台もトラックが通るといのは、残土処分場ができたから通るんですよ。お笑いになってますが、今長の道路もあれはお金をかけて道路をつくってしたんです。だからそういう意味でいえば、あっこの残土処分場するに当たっては、結構町費もつき込んでいるわけでしょう。そういうことを考えたときに、どう考えてもカントリーパークの整備事業するのであれば、これに取り組むことによって、土地代は出るといいながら、それは出なかった問題、1億円が結局穴あいてる問題ですよ。今後、駐車場をつくるといっても、このお金が残るのかということ、今、4,700万残っていますが、4,000万かけて業者は整備すると言ってるんですよ。整備っていうのは、グラウンドになるんじゃないかと、一応とって使うために整備するのに4,000万かかるから、実際私が5月理事会でもらった総括は、現額380万の赤字になるんじゃないかというものをもらってるんですよ。それを何とか4,000万を値切って、黒字に出そうとしてるのかと思いますが、そういうことをやってきたということについていえば、町長も理事長も含めて、本当にこのお金かかったのが、工事費等も適切だったのかとのが要ると思いませんか。結局は、計画してたとおりになるどころか、お金が入らなかった、この整備事業としてはそのお金すらないし、もしほかの議員からも全然お金がなくなった段階で、もし土砂が崩れた場合のお金、一般財源が持ち込むことについて、住民からの理解が得られるのかということもあるんですよ。結果として、膨大な土地が残って、その土地を使うにはまた莫大なお金がかかると、こういうことをしてきたのではないですかという指摘にはどう答えますか。私は少なくともこの整備事業計画を町に持ってくることにならざるを得ないと思うんですが、そのときに整備計画をつくる、駐車場整備を来年度するっていうのは初めて聞きましたが、どれだけお金をかけるのかわかりませんが、今後このことについてお金をかけることについて住民の同意が得られるかどうかという点については、甚だ私は不明瞭だと思うんですよ。そういう点でいえば、当初の計画がなく、このような総括をしてかけた土地代も、また採取権も入らなかった問題、今後の利用に当たってどれだけ経費が要るのかということ明らかにしながら、私は町の責任を明らかにすることを指摘しておきたいと思います。それで次に行きます。少なくとも、この段階では住民が納得いくような取り組みではなかったと言わざるを得ないということを指摘しておきたいと思います。

次、社会福祉法人の伯耆の国の公共性の問題です。これは、先ほど言った、町長は1番、2番、3番の問題をまとめて経過を説明することによって答弁をしたという形になるんだと思いますが、私がここで聞きするのは、住民から見たら、今回無償譲渡をしたんですけれども、そうはいっ

ても無償譲渡をするというのは、ほかの法人とか団体ではなくって町が100%出資ないし出捐した団体で、これまで町立や県立であったものに対して行くのだからいいのではないかと、少なくともそこに町の分が行ったとしたって、町の財産には変わらないし何ら変わりませんということも町も説明してるんだと。これ言ってみたら、前回の町長選挙の大きな争点の一つでしたからね。そういうことを住民が言ってるんですよ。私は、本来そうでなくてはならないと思いますが、私は無償譲渡に反対ですけども、少なくとも公共性、何ら変わらないというところをちょっと私、聞きたい、本当にそうなのかというところを聞きたいと思うんですけども、町長、今回土地を売ったり、無償譲渡した相手の社会福祉法人伯耆の国の公共的団体、あなた方が今回無償譲渡するに当たった根拠の一つに、財務規則の中の一つを上げてるんですよ。無償とは書いてないので、譲渡できるには、地方自治体並びにその他公共的団体と書いてあるんですけども、社会福祉法人伯耆の国は公共的団体という扱い方だと書いてあるんですけど、それに間違いありませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そのお答えする前に、さっきの残土処分場のことについてちょっと私も思いがありますので、答弁をさせていただきます。真壁議員は先ほど残土処分場ができたから車が通ったのではないかと、こういうお話をされましたが、残土処分場がなければ車も通りません。しかし、地元の説明をし、土地の協力などを求めてきたカントリーパークの周辺整備事業というのが、約束は不履行になるわけでありまして。ですから、あの当時何度も説明しておりますので十分御理解だと思っておりますけれども、ダムの開発計画の中で位置づけたカントリーパークの周辺整備事業、そのために広大な用地を提供した地元に対して約束をしております。このまま例えば町がそれをやれば、それこそもっとも莫大な金がかかるわけでありまして。そこで、残土処分という手法を、目的ではありませんよ、残土処分という手法を使って解決のめどをつけたというぐあいに私は理解しているわけです。この問題については、もう何度も議会で議論をしたことありまして、あえて繰り返しません、まだそういうことをおっしゃっておられるので、あえてちょっと話しておかんといけんと思っております、言わせていただきたいと思っております。

それから、確かにかかる前に土地代だとか日興産業に払う補償費、こういうものもこの残土整備を通じて、残土処分を通じて出ればいいし、それからそれぐらいの気持ちでやってもらわんといけん、これは会見の例もあったわけでありまして、そういう気持ちで取り組んでいただいたということでございます。結果として、あの道路つくっておらんかったら1億6,000万円は残っておるといふように思っております。ですから、道路を一般財源でやるか、あるいは公共残土会計の中でやったかというぐあいに私は受けとめて、それはそれでよかったなと思っております。

それから、カントリーパークの周辺整備事業をどうするかということでもあります。とにかくいろんな経過はあったわけですが、あそこに結果としてあれだけの広大な土地ができたわけです。これは日興産業も全然権利のない、全く町のきれいな土地であります。こういう土地を、これから、さっきも申し上げたようにいろいろ相談して、時代も変わりましたので、あの当時から相当時間もたっておるということで時代も変わりましたので、これから相談をして周辺整備事業計画をつくりたいと思いますが、公拡法でお願いしたのは、駐車場をとりあえずはつくるということははっきり打ち出しておりました、当時から。駐車場が狭いということでございまして、高校野球なんかでも駐車場がない。ですから、これ突然聞いたかとおっしゃいますけれども、これはそうではなくて、当初から完成の暁には駐車場をする。これは公拡法で求めたことの意味がなくなってしまいますから、これはそういう意味でも、駐車場整備は早くさせていただかなければいけないと、このように考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、ゆうらくの件でございます。ゆうらくのその公共性は何なのかということですが、私も社会福祉法人の公共性とかいうのをいろいろ調べてみました。これは内閣府の資料でございますけれども、他の事業主体と異なり、以下のような特徴があるんだと。社会福祉法人の公益性。社会福祉法人は営利を目的とせず、その利益は全て地域の福祉増進に充てられるというようなことですね、そういう特徴を申しております。また、継続性、安定性ということも申しております、社会福祉法人は社会的支援が必要な者に対して福祉サービスを提供することをその使命とし、事業への自由な参入、撤退が認められている企業と異なり、単年度の経営状況等安易な理由により事業から撤退することが許されていない。これにより、社会福祉法人が行う社会福祉事業は、極めて高い継続性が確保されているというような記述がございます。いろいろありますけども、全部は申し上げませんが。

それと、何ととっても旧会見町と旧西伯町で1,000万円の税金を支出しております。したがって、それをつくった法人でありまして、県のほうに照会しましたところ、たとえば伯耆の国が1,000万円を町に返しても、その法人の性格は変わらんということでございまして、これは法人が続く限り、南部町の出資した、出捐した社会福祉法人であるということでありまして、公益性を改めて問われるようなことではないだろうと。御心配はないようにしていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 伯耆の国の答弁に対して言う前に、先ほどのカントリーパークの

整備事業ですが、町長もおっしゃっておられるように地元の要望があったっていうんですけども、カントリー周辺整備事業っていうのは旧西伯町民がああ周辺のことを思い浮かべるのが、不燃物処理場の問題、ゴルフ場の問題。言ってみればですね、土地開発公社等で先行取得した土地が町がめどもない土地を持ったときには、本当に大変なことになるとというのが実感なんです。その後始末で、何に使うかといってゴルフ場呼んでこようかしたり、不燃物処理場持ってこようかしたというのが私たちの教訓じゃなかったですか。そういうことを言えば、いい事業として完成したっておっしゃるんですけども、残ったのは広大な土地なんです。カントリーパーク周辺整備事業で多目的広場ににしても、道路つけるにしても金のかかる問題を、これから何にするか考えるというときに何が来るかわからない。住民の率直な疑問ですよ。

そういうことを残念ながら取り組む中でやってきたのではないかという指摘は、私は謙虚に受けとめてもらって、少なくとも今後この周辺整備事業するに当たっては無駄なお金を使わないっていうことと、決して変なものです、いつもそうです。変なものが来たらいけないからって言いながらいたんですけども、あの土地には多くの、旧西伯の住民から見たらあこの土地をめぐるって、本当にいろんなものが来ると思って、水源の上流だったしね。そういう場所なんです。そこにまた広大な土地を町がつくってしまってどうするのかという問題を、そういう問題だということを自覚していただきたいと、町長うなずいていらっしゃいますが、そういうことを指摘しておきたいと思います。

それと、伯耆の国でいえばですね、私が言ってるのは社会福祉法人の公益性っていうのはこれはもうあると思うんですよ。今言っているのは、町が普通財産の譲与したときに何に係るかという、南部町財産の交換譲与無償貸付に関する条例で、これに該当させて渡したっていうのは相手を公共的団体と見て渡したというふうに私、理解しているわけですね。そうですね。とすれば、住民が一番聞きたいこと、公共的団体は社会福祉法人だから公共的団体と言っているのか、それとも町が1,000万円を出資している権利として、権利としての出資金、出資による権利の中にゆうらくの出資金、1,000万円ここに書いてあるんですよ、台帳にね。このことを公共性と言っているのか。どっちなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。全くそういうところまで思念が及びませんで、町が出捐した団体であるということ、それから、国や県に十分相談しまして御了解をいただいているという、そういうことから譲渡しておるといふぐあいに御理解いただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと話がかみ合わないの、資料の一つですね。多くの住民は町がつくった法人だから、無償譲渡したんだと思ってるんですよ。今の社会福祉の公益性をいえば、他の社会福祉法人がありますが、ありますよね。社会福祉法人の公益性をいえば、出捐したのではなくて、社会福祉法人だったら無償譲渡したのかと、地域で。それどうなのかっていう点の一つね。町長、それみんな心配してるんですよ。少なくとも町が出資してるんだから、渡しても住民にとって損にならないで、住民のために貢献してくれるだろうと、こう言ってるんですけども、私は自分、社会福祉法人をいろいろ見ててですね、町が出捐したことに對する町の権利行使をなされてないと思ってるんですよ。何らなされてない。例えば監査することやね。

ということは、一どこかの、例えば1,000万なり1億円を予算、お金つくることができる方が法人をつくった場合、自分のお金で法人立ち上げて、補助金もらってしてるんですよ。伯耆の国は、町のお金で立ち上げた法人なんですよ。とすれば、少なくとも社会福祉法人の公益性だけではなくて、町が1,000万出したことに對する権利行使がなければ住民が納得できないんだ。権利行使です、1,000万出した権利行使。それは町長は、お金出ただけで何もないって言ってるんですね。

そこを心配してるので、こういうのがあります。町長、平成15年1月15日、社会福祉法人設立認可申請書。これ平成15年の時期に私、議会で読み上げたこと覚えてらっしゃいますよね。設立趣意書です。町と会見と西伯が設立するために書かれた中で、私はてっきりこの中に、日南福祉会ともこの時期したんですけども、設立趣意書を求めたけど出なかったの、情報公開をして県に出させてもらったときに、見て驚いたことも議会で言った覚えあります。再度繰り返しますね。ここにどう書いてあるかということ、誰が設立するか。社会福祉法人の設立の趣旨。「そこで私ども同志があい語り、身近な地域における老人福祉サービスの補足を行うために社会福祉法人を設立した」って書いてあるんですね。私ども同志っていうのはどなたのことを言ってるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。多くの町民は、町がつくった法人だから無償譲渡したと考えておるといことをおっしゃいました。私もそれでほぼ間違いないだろうというように思うわけです。

加えてですね、加えて、ここが大事なところなんですけれども、町はあの建物の建設に町費を使っていないという。いわゆる町の一般財源を使っていない。これは県の手厚い支援、それから国の補助金、それから14、15で介護保険会計を実際運営したわけですね、町が。13、14

か。この2年間の剰余金。そういうものを充てております。町の一般財源という形になってはおりますけれども、そういうものを充てて建設をした。ですから町は金を出していない。そして町がやったのは、借金を町の名前でしました。町の名前でした。その借金の返済額は、伯耆の国がずっと寄附という形でやってきた。これは当然ほかの社会福祉法人が仮にあってですよ、さっきおっしゃったけど。そういうところに出せるわけ、譲渡できるわけないでしょう。今日までの経過をよく御存じの真壁議員ですから、そういう議論されるのが私は不思議でならんわけです。当然、譲渡するなら伯耆の国と。自分がだって金出しておりますからね。自分が金出しておりますから、当然そこへ渡すのが当然だと。

それからもう一つね、ちょっと触れておきたいことがあります。それは思い起こしていただきたいわけですが、グループホームがなかった、南部町には。それで今、伯耆の国が約2億円かけて敷地内に建っているわけですが、あなたがよくおっしゃるその指定管理ですとよかったんじゃないかということをおっしゃいますけれども、指定管理ですれば町が結局建設するということですよ。ですから、町は2億円なら2億円の財政投資をして、あそこに、あそこじゃなくてもええかもわからんけれども、グループホームを建てて、それで伯耆の国にまた指定管理をお願いするというような形になったのではないかと思うわけですが、そういう財政投資についても、伯耆の国が引き受けてやってくれたという背景もあるわけです。そういうことですね、さっきおっしゃったその1億円出して他の法人つくって云々かんぬんおっしゃいますけど、そういうことは全く問題が別だというぐあいに考えております。（「さっきの同志、同志」と呼ぶ者あり）

ちょっとその設立趣意書が手元にないので、今何とも申し上げられません。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 改めて設立認可申請書というのを見て、心を新たにしておりますけれども、平成12年4月1日から介護保険制度が施行され、老人が住みなれた地域でみずから選択した福祉保健サービスを受けられることとなり、サービスを提供する側においてもよりきめの細かい、地域に根差したサービス提供が要請されている。そこで私ども同志があい語り、身近な地域における老人福祉サービスの不足を補うため社会福祉法人を設立し、老人福祉施設を受託経営して施設サービスを提供するとともに、効率的な運営により施設、在宅サービスの向上を目指し、さらに施設における介護のノウハウを在宅サービスにも活用し、またボランティア活動その他の地域住民の参加、関係機関、団体との連携を図りながら地域社会全体で老人を支える一つの拠点たることを目指したいというのが設立の趣旨で書いてございまして、同志があい語りということ、

誰が同志かという御質問のようですけれども、今思うとですね、やっぱり社会福祉法人を設立してそこに両方の社会福祉協議会のホームヘルプサービスをやっておりました、当時。そういう人がその協議会を退職して、じゃあ、新しい法人に自分は身分移管しますということを言っていた。それから老人ホームの地方公務員として介護サービスを提供していた職員、町の職員、これらも退職をして、この法人に来てやろうということを賛意を示してくれたというようなことから考えてですね、そういう皆さん方の期待に応えなければいけないということから、やっぱりこの社協の会長さんだとか、町長だとか、あるいはそこをそういう法人に賛同してくれている多数の介護関係の職員さんだとか、そういうのを同志、もちろん議会もですよ、もちろん議会もですけれども、そういうのを同志だと読むのではないのでしょうか。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと同志の件置いといて、一般財源を使っていない。町のお金を使っていないから無償譲渡していいのではないかというのは非常に乱暴で、もしそうでしたら、もしそうでしたら、伯耆の国のゆうらくの横に建てた研修施設。あれ全額国費です。町のお金が入っていないから、もしかしたらあれもどっか無償譲渡するのかなと今思っていました。

町長、そういうこと言ってるんですよ。地方自治体というのは、本来町が生み出すお金持てるという、税金とかですから、地方自治体はそもそも国や県やいろんな補助金や、いろんなもので交付税とかで成り立ってるわけですよ。必要だから来るんですよ。で、町が1円も出していないといいますが、資料もあるように当時の課長や職員を含めて膨大な仕事をしてきた。こういうことをして、夜も寝ないでしながら取り組んできたのがこの社会福祉法人の設立だったわけですよ。

そこで同志に行くんですけども、決して社協の職員や議会や町長だけではない。この設立の趣旨というのは、旧西伯と会見が共同でお金を出してきたんです。本来このときも設立趣意書には当時日南町福祉会は、伯耆の国とかいう名前ではなくて日南町福祉会っていう名前残してつくったんです。なぜかという、町がお金を出したからです。そこは今、何でそんなことを法人に無償譲渡する必要があるのかっていうような意見も聞いてますけれどもね。

うちの場合は同志があい語りっていうことをですね、このときに指摘させてもらったのは、当時、介護保険が市場原理に乗る中で、介護保険が、言ってみたら施設が、言い方語弊ありますが、もうかる施設としての参与が当然されてきたころだったんですよ。私たちが心配したのは、介護が市場原理に乗るというところでね。残念ながら今、県内にたくさんある障がい者施設とかね、母子施設とか、やっても金にならないところの無償譲渡ってあり得ると思うんですよ。伯耆の国

は、県の監査でも指摘されてるように剰余金を生み出しているわけですね。そういうところを無償譲渡して、町が責任持つからといっても、非常にその町民から見たら、設立趣意書には我々同志がって書いてあったら、これは一部の者たちのための福祉法人になりかねないのではないかとこの指摘は、あなたは笑っているけども、町民の大半が心配してることなんですよ。

誰がどう言おうと、実際それですね、私はいろんな声もありますが、そこで少なくとも町がお金を出捐している1,000万円について、権利行使をしていただくために、私は無償譲渡に反対なんですけども、少なくとも今現行で多数でそうなった中では、少なくとも、地方自治法の第199条の監査の仕事の第7項ですね。町長が必要があるときは出資している者で政令で定める者。これ出資じゃなくてどんな形でもいいと、関与しとったらね。その出資が4分の1のところは監査することができる、町が。それについては、町長、少なくとも住民の疑問やに答えるために、町が今後100%出捐している伯耆の国の会計について町の監査が監査をするということ求めていくべきではないかと思えます。その点についてどうお考えですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。監査を求めていくということですけども、おかしなことがあったら当然監査を求めていけばいいのではないかと思えますけれども、御案内のように健全経営を行っておるということでありまして、やっぱり社会福祉法人の管理監督は県が行うということですから、県のほうからちゃんとそういう連絡もあると思えます、おかしなことがあればですね。そういうことでありまして、法人が自主、自立で健全な運営を行っておるという状態にあっては、そういう必要性は今のところないというように思っております。

それから、真壁議員の議論を聞いておかしなわけですけども、さっき、やっても金にならないところへの無償譲渡ならあり得るということをおっしゃいましたけれども、そういうところにあれだけの施設を無償とはいえ譲渡が、議会のほうで御了解いただけるものでしょうか。

相当なその経費、管理経費もかかりますし、やっぱりその健全に経営を積み上げてきたこの10年間の実績、それから、経営ばかりではありません。内容もです。内容もとてもすばらしい内容の介護を展開して、全国から毎年100人近い研修生まで訪れる。そういう資質、それから財務面、そういう面で、譲渡するに足る団体というぐあいに私は判断をしております。

それと御案内のように、両町が出た団体であるということや、それから出捐した団体ということや、それからさっきも申し上げましたように、毎年町は寄附という形で伯耆の国からいただいております。そういう経過ですね、そういう経過からいってですね、伯耆の国以外にこれを無償譲渡するなんていうような発想は全くございません。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 大前提に、町有の財産、公の財産は有償譲渡であり得るから有償譲渡に対して、無償譲渡する場合はどうかということを行っているんであって、あなたの中では無償譲渡あるんか知らんけど、少なくとも有償譲渡することによって、その法人がお金が払うことができなくて大変な場合の支援としての無償譲渡はあり得るといふことの例を言ってるんです。

私は今度ですね、町長はこの法人は無償譲渡して地域に貢献できるだけの団体だから渡したんだと今おっしゃってました。すごくいい実践なさっていると。実際ね、私は町が出捐しているところが監査が必要だと思うのは……。

○議長（青砥日出夫君） 時間がなくなりましたので、まとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成25年度社会福祉法人指導監査の実施状況、県が出しています。これ、公になっていますから、町長、私はこのことを伝えて終わりにしたいと思うんですけども、県がどういうふうに伯耆の国を言っているか。評議員の意見を聞かないで、理事会だけで土地の売却、高額な土地の購入を決めている。理事長個人の債務保証として生命保険に加入しているが、理事会や評議員会の決定もなく本当に必要なのか。個人の保険を、公の社会福祉法人が担ってるそうです。

それからですね、こんなことがあります。特定の理事、職員及び特定の利害関係者と思われる者との飲食代に係る現金支出が複数回見られるが、飲食の目的、法人負担の経緯が不明である。ついては、この趣旨、必要性、法人が飲食代の経費を負担していることを説明しなさいと求められているんですよ。まだ回答ないようですけどね。

それから、こういうこともあります。価格による随意契約において、複数の業者と見積もり合わせることなく、業者1社との契約を締結している事例が見受けられている。随契もやっていないので、要は入札やっていないじゃないかと。それを報告しなさいと言われてるんですよ。これはね、公になっていますが。

最後にどうということ書いているかという、仮払い金として理事長に対するお祝い金の名目で金銭が支出されているが、支出の目的、支出根拠は不明である。ついては、お祝い金の趣旨、支出根拠など、どのような経緯により法人が理事長に対してお祝い金を支払っているのか。で、私、これ見てちょっと驚いて、29項目ですね。

○議長（青砥日出夫君） 時間が終わりました。

○議員（13番 真壁 容子君） 日南町を見たらですね、比べたらよくわかると思うんですよ。こういう指摘をなされている福祉法人については、町が出捐してる責任上、私は町独自の監査を

求めたいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここでお昼にしたいと思います。再開は1時から。

午前11時42分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前中に続いて6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、3つの項目について一般質問をさせていただきます。

それでは最初に、少子化対策等事業の結婚支援事業について伺います。皆さんも朝、集団登校の集合場所やバス停に集まった小学生たちを見て、何か感じられることはないでしょうか。私は40数年前の自分の子供のころと比較して、ほぼ半減してしまったその人数の少なさに寂しさを感じるとともに、地域コミュニティが消滅に向けてじわりじわりと進んでいることをいや応なしに実感させられます。

地域の少子化の原因としては、これから結婚して子供をつくっていこうという若者自体が就学や就職で都会に出ていってしまい、地元に残っていない。人数が減ってきているという問題とともに、地元に残ってくれた貴重な若者たちも就業や収入の状況、意識の変化などにより結婚しない人がふえ、そのために生まれる子供が減ってきていることが上げられます。

そもそも、結婚するかしないか、子供をつくるかどうかは個人の事情や意思で決定されるものであり、その個人の意思決定は尊重されなければなりません。しかし、結婚しないという意思決定が本当に本人の望んだものなのかどうかは、また話が違ってきます。若者の結婚に関する意識調査、全国調査ですが、この結果によると9割を超える若者が結婚したいと望んでいますが、実態は男性で2割以上、女性で1割以上の方が、生涯を通して結婚していません。そして、初婚年齢や第1子出産年齢が上がってきていることも相まって、子供が生まれにくい、少ない社会化が進行しています。

この結婚しない理由にはさまざまな要因が上げられていますが、異性と出会う機会が少ない。希望する相手との出会いがないという理由が、女性で1番目、男性では2番目の理由となってい

ます。周りに同年代の若者が少なく、日常的な出会いのチャンスが少ない地方では、この要因はさらに深刻度を増しているのではないかと考えられます。

このような状況下、町が実施する地元の男女に出会いの場を提供するという結婚支援事業は、一連の少子化、人口減少対策事業の中でも入り口に当たり、地域の活性化、コミュニティの存続、そして何よりも次代を担う若者の幸せのためにも非常に重要な事業であり、町民の皆様の期待も大きいものです。今年度は外部委託という形で取り組まれています。現在までの実施状況がどのようになっているか、報告を求めます。

1番、事業の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。2番、事業を実施してみた感想は、成果や問題等どのようにお感じになっているのでしょうか。3番、より効果的な事業実施となるよう今後改善や付加していくべきだと考えておられる点はないのでしょうか。

次に、町の財政の健全化について伺います。今議会初日に、平成25年度の決算に基づいて算出された財政健全化判断比率の報告がありました。一般会計並びに連結会計では赤字は発生しておらず、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなく、実質公債費比率は11.8%。将来負担比率も33.3%と健全な数値を示しており、数年前に示された数値予測と比べてもかなり大きく改善が進んでいます。一方、今後は合併後の地方交付税の算定方法の変更など、健全化阻害要因も考えられますが、今後の見込みを伺います。

1、地方交付税の一本算定の経過措置が始まった場合の町財政への影響額と、指標目標や見込みをどのようにお考えでしょうか。2、公民館さいはく分館等々の公共施設の老朽化が進み、今後10年以内で更新や大規模な修繕を要するものがどれくらいあり、そして、それに係る費用が町財政に与える影響についてはどのようにお考えでしょうか。

最後に、国民健康保険の今後について伺います。昨年12月に成立したプログラム法の実施スケジュールによると、現在は市町村単位で運営されている国民健康保険の財政等の運営主体を都道府県にするという法案が、平成27年度中に国会提出される予定です。年々厳しくなる国民健康保険の財政運営をどのようにするべきかという問題については、我々南部町議会でも繰り返し繰り返し議論が続けられてきていますが、運営主体が鳥取県に移行すれば、この議場での議論もことが最後になるかもしれません。

国民健康保険では、医療費の高額化や小さな自治体規模ゆえの財政運営の不安定さ、高齢化率等の差異による大きな保険料格差などが問題視されてきていますが、保険者が県単位と大きくなることは、これらの問題を解決する上で大きなメリットがあると考えられます。しかし、鳥取県内のほとんどの市町村で国民健康保険は非常に厳しい財政状況であり、問題を抱えた自治体同士が

一緒になって大きくなっても規模のメリットの反面のデメリットも生じるのではないかと不安も感じます。

そこでお尋ねします。1、県での一本化のメリット、デメリットをどうお考えでしょうか。2、保険財政に対する当事者意識の薄れから、これまでの健康増進、病気予防、早期発見努力等に関する後退が発生するおそれはないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしてみたいです。

少子化対策事業についてでございます。本町でも今年度から少子化対策に本腰を入れて取り組んでいるところでございます。御質問いただいた結婚支援事業については、これまでは結婚は個人の領域として行政は関与してこなかったわけでございますけれども、昨今の人口減少、少子化の急速な進展を見据えて、公的にも支援すべき時期に来ているのではないかと考え、政策転換を図ったものでございます。

まず、事業の進捗状況についてでございます。事業実施に当たりましては、県内で実績のあるNPO法人むすび様に委託して、企画運営に当たっていただいております。出会いの会を3回開催しましたが、いずれもその直前に男性を対象とした結婚力講座を行い、もてる男の法則やコミュニケーションのノウハウなどを伝授した上で当日に臨んでいただくこととし、少しでも多くのカップルが誕生するような工夫を行っているところであります。

本年度は既に予定の3回を終了しました。1回目は4月6日に法勝寺土手の花見と桜餅づくり。2回目は、7月6日に鶴田でのブルーベリー狩りとスイーツづくり。3回目は、つい先日9月7日に緑水湖周辺でミニ運動会とバーベキューといったメニューで実施いたしました。参加者の募集に当たり、男性に限って町内在住者または定住希望者という条件をつけておりますが、3回の出会いの会に延べ男性36名。うち、事前講座の受講者が延べ16名でございます。女性37名の方の御参加をいただき、合計11組のカップルが成立、約3割のカップル率となっております。うち、事前講座受講者が7名と報告を受けております。

また、参加者の方にはNPO法人むすび様が運営しておられる南部町恋サークルに登録をしていただき、フェイスブックグループで交流していただくなど、一過性のイベントで終わらないよう継続してフォローしていただいております。

次に、事業を実施してみた感想ということでございますが、参加者、特に男性を集めるのに大変苦労をいたしました。毎回ぎりぎりまで各方面に参加を働きかけておりましたが、残念ながら、

男女各15名の定員には届きませんでした。また、カップルの成立については計11組、約3割のカップル率と非常に高い成立率であったと思います。11組の男性のうち、事前講座を受けた方が7名ということで、事前講座が功を奏したのではないかと分析しております。

今後の改善策でございますけれども、まず参加者を確保するために広報の手段としてフェイスブックなど若者向けの方法も検討したいと思います。また、町内の誘致企業などにも積極的に働きかける。各地域振興協議会とも連携して対象者を見つけて、背中を押していただくといった取り組みのほか、町内開催だと周囲の目を気にして参加しづらいとの声もありますので、町外開催して、そうした方も取り込むなど、参加者の確保策を工夫したいと思います。また、カップルを1組でも多く誕生させるために、今後とも事前講座を開催してきめの細かい助言指導を行うとともに、出会いの会の企画運営についてもより楽しく打ち解けた内容となるように、一層の充実に努めたいと思います。

次、財務指標の健全化についてでございます。まず、地方交付税の一本算定への経過措置が始まった場合の町財政への影響額と、指標目標や見込みはとの質問ですが、経過措置の町財政への影響額と見込みについては昨日、板井議員の御質問でお答えをしておりますので、財政指標についてのお答えをしてみたいと思います。

自治体の財政をはかる指標として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などがあります。それぞれに南部町の平成25年度決算については、決算報告の中で述べさせていただきましたが、再度御説明いたします。

まず、財政力指数についてです。財政力指数は標準財政収入額を標準財政需要額で除した数値の3年平均で求めますが、自主財源に富む自治体ほどこの数値が高くなりますので、指数が1に近いほどよいものであります。南部町では、平成19年度の0.292をピークに低下し、平成25年度は昨年度より改善したものの、0.261となっております。県下町村平均では0.28となっております、15町村の中ではよいほうから8番目となります。

次に、経常収支比率についてです。経常収支比率は人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された、毎年度経常的に収入される一般財源の割合をいいます。この数値が高くなると、財政構造の弾力性が失われ、硬直化が進んでいることになり、数値が低いほうが望ましいものであります。この数値については、合併当初に比較して低くなっており、平成25年は84.8%と昨年より若干上がったものの、ここ4年間は84ポイント台の横ばいとなっております。県下町村平均は86.2でありまして、これはよいほうから5番目となっております。

次に、実質公債費比率についてです。実質公債費比率は、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担をあらわす指標であり、この数値が18%を超えると地方債の発行には許可が必要となります。南部町では年々減少傾向にあり、平成25年度は11.9%となりました。県下町村平均はまだ出ていませんが、公債費負担比率の傾向から県下で低い方であると推察されます。

次に、将来負担比率についてですが、一般会計の地方債や債務負担額など将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。制限値は350%ですが、数値につきましては33.3%と昨年に続き低下しています。総じて財政指標から見る町財政については健全な状態にあると言えますが、一般財源が少ないことによりその自由度が低いこと、財政の硬直化、将来にわたっての自主財源確保に安定性が欠けることが大きな課題であると言えます。

平成27年度から始まる一本算定の影響については、昨日の板井議員の答弁でお答えしたとおりですが、これから人口の減少化、公共施設の老朽化などによる対応など考えますと、厳しい見通しと言わざるを得ません。今後についても事業の見直しや有利な財源確保など、行財政改革を通じて取り組んでまいりたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

次に、公民館、西伯分館など老朽化が進み、今後10年以内で更新や大規模な修繕を要するものがどれぐらいあり、それに係る経費の町財政に与える影響はとの質問にお答えします。

国においては平成26年4月に、公共施設など総合管理計画の策定要請を各地方公共団体に通知し、今後の公共施設などの全体の状況把握と長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化をするよう求めています。具体的には、一つ、全ての公共施設を対象に老朽化の状況や、利用状況を初めとした公共施設などの状況。二つ、総人口や年代別人口についての今後の見通し。三つ、公共施設などの維持管理、更新などに係る中・長期的な経費や、これらの経費に充当可能な財源の見込みなどについて、現状や課題を客観的に把握、分析し作成することと示されています。地方財政措置としてこの計画策定に要する経費の2分の1を平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を行う。また、計画に基づく公共施設などの除却について、地方債の特例措置、これは地方債の充当率を75%、資金手当てをするというものでございます、を講じるとしております。南部町には現在、公共施設として72の施設、町営住宅はこれは一施設として計上した場合があります、72施設ありますが、昭和50年代前後に建てられたものも多く、法定償却年数には満たないものの、老朽化あるいは時代のニーズに合わない施設が多くなってきています。今後の町の主な建物についての扱いについては、本計画策定の中で論議していかなくてはなりません、耐用年数を経過したもの、また、築

30年以上を経過し耐用年数のあるものについても、その利用状況を加味し、廃止も視野に入れた検討も必要になってくると考えます。また、建てかえには莫大なコストがかかるため、必要性のある施設については改修による長寿命化を基本に進めていきたいと考えます。

このたび国においても、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にはインフラ長寿命化基本計画が策定されているところです。町で今後10年間の間に早急に対応が必要となるものとして考えてみますと、築30年から40年を経過しているものとして、公民館さいはく分館、町営住宅、保育園3園、西伯小学校プール、トレーニングセンター、町民野球場、宮前隣保館、西伯文化会館、大豆加工所、林業休養施設などが上げられます。また、下水処理施設についても老朽化による施設の改修が必要となっています。

改修等に係る経費については、これからの調査や取り組み方針などの決定により算出していくこととなりますが、当然に多額の資金が必要となります。先ほど財政指標を申し上げたところですが、施設の改修については補助金などの活用が余り見込めないという現状もあり、一般財源での対応となることから、今後において町の財政運営に大きく影響してくることは否めません。結果として、一時的に財政指標の悪化をもたらすことになることはやむを得ないと考えております。しかしながら、必要な投資は的確なタイミングで必要最小限に行い負担の平準化を図ることが、ひいては今後への負担を軽減することにつながると思っていますので、常に財政の状況を見ながら、有利な条件での起債充当や制度の活用をしながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてでございます。県での一本化のメリット、デメリットをどう考えるかということでございます。

国民健康保険は我が国の国民皆保険体制の中で最後のとりでとしての役割があり、基礎自治体である市町村が被用者保険に加入されていない後期高齢者以外の国民を全て被保険者とする事になっており、疾病リスクが高い現状にある高齢者や、相対的に保険税支払い能力の弱い被保険者が多いという構造的な課題を持っているために、市町村国保は慢性的な赤字体質に陥りやすく、市町村の多くが運営に苦しんでいる状況です。国民健康保険の運営を県へ移行することになりますと、分母が大きくなることで安定した保険運営ができるようになり、標準的な保険料など住民負担のあり方を総合的に検討することが可能となることは大きなメリットと考えてよいと思います。また、現在、地域医療計画の策定は都道府県知事に義務づけられておりますが、県が国保の被保険者となれば医療提供体制の責任者としての立場と被保険者の立場の二つの立場からかわるこ

とが可能となりまして、医療機関の整備、協力、連携を進めることがより容易となり、医師、医療機関の確保や適正配置について地域遍在の是正に向けて主体的に推進することが期待されます。デメリットとしましては、いずれの市町村の国民健康保険も厳しい財政状況にあり、運営を県へ移行したとしましても国保が抱える財政的な構造問題の解決や財源確保の問題につきましては、県や市町村では解決することは難しい状況にあります。現在、保険者の努力を超えて発生する財政負担などにつきましては、赤字を穴埋めできる財政安定化基金を創設することや、財政上の構造問題の解決のための公費投入が国により検討されております。また、県を保険者とする場合であっても、市町村の協力、関与は欠かすことはできません。保険料の徴収などは市町村が行うこととなる予定ですが、収納率の前年度実績を反映させるなどの工夫をしなければ、国民健康保険の事業運営が県任せになるおそれがあります。今後、国や県により保険税の付加方式が検討されます。

次に保険財政に対する当事者意識の薄れからの健康増進、病気の予防、早期発見努力などに関する後退のおそれはないかについてでございます。市町村は県よりも住民に近い存在であるために保険料徴収や保健事業を実施するという面では強みを持っておりますので、国民健康保険の運営を県に移行してからも引き続き市町村が保険料徴収や保健事業に積極的に関与していくことになっております。保険料徴収や保健事業を担う人材育成や確保の面では、県が積極的に関与しながら一定の役割を果たし、市町村が実際の事業展開を担当するという形を実現することで地域格差を是正しながら事業を強化していくこととなります。市町村が保険財政に対する当事者意識を持っていなければ、保険財政は破綻してしまいますし、何よりも一番近い存在である町が住民の皆様健康を守っていくという気持ちがなければ、一本化しても意味がありません。安定した保険財政の基盤の上に立ち、それぞれの役割を果たしていけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、質問の順に再質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、結婚支援事業ですが、30%のカップルの成立率ということで、よそで聞くのと同じかそれ以上に非常に高い率でカップルが成立してるなというふうに私もお話を伺って、成果が上がってるなということは感じました。実際に参加された方々の御意見というのは、多分とおられると思いますが、こういった感想を参加者の方から聞き取りをしておられるか伺わせていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。

参加者へのアンケートは毎回実施をしております、例えば本日気になる異性がいたかどうかとか、自分らしさが表現できたかとか、いつまでに結婚したいかとか、結婚に対して不安があるかとか、今後こういったイベントに参加したいかとか、そういったもろもろの質問をしております。それで、今後参加したいイベントがあるかってというような質問に関しましては、3回目に行いました緑水湖の周りでミニ運動会とバーベキューやったんですけれども、そういうスポーツイベント。スポーツイベントに対する、やってみたいという希望が多うございまして、現にその緑水湖でやったときには14組中6組が、カップルが生まれたというようなこともありましたので、そういった参加者の御意見も伺いながら、こういったイベント内容にしていけば皆さんコミュニケーションがとりやすいのかというようなことを今後の課題として検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 4割近くの成立率ということですね。すごいなというふうに、本当にそういう感想を持たせていただきます。

今回の3回、それぞれNPO法人さんにお世話になってですね、もともと持っておられるノウハウ等々を使って事業を進めていただいておりますが、先ほど出ました、例えばもっとスポーツの関係のイベントがあれば参加したいといったような対応になってくると、やっぱり役場としての関与度というものは高くなっていくんじゃないかなという気がしております。その外部委託先、NPOさんと役場との関係といいますか、役割分担というか、そこら辺をどのようにお考えなのか。これからはずっとその外部委託で、今結果がよければ、何もやめて独自でやる必要はないと思うんですけれども、年度の途中でまだそこまでの結論は出てないかもしれませんけれども、これからの事業展開としてはどういうふうにしていかれるおつもりかなということを伺わせてください。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。今年度3回開催しまして、非常に成績としてはよかったのかなと思っております、担当課としましては来年度もできれば引き続き、こういう結婚支援事業、出会いの場づくりをやっていきたいなと思っております。その際、その事業のやり方といいますか、外部の委託との関係をどうするのかっていうことなんですけれども、やはり3回の婚活イベントに参加してみまして、非常に参加者のコミュニケーションがと

りやすい環境づくりってというようなことに、非常に専門の業者で実績も持っておられますので、うまいぐあいにイベントの参加者の打ち解けた雰囲気といいますか、そういうものもつくっていただけますし、やはりそういうノウハウをお持ちの団体と今後とも一緒になってやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） やっぱり事前セミナーとかそういうのは専門のノウハウが必要でしょうし、役場が直接やるというわけにはなかなか確かにいかないことだろうというふうに思います。

最初の町長の御答弁にありました、参加者の募集がなかなかちょっと厳しいなといったようなところは、やっぱり同じように答弁にもあったんですけども、例えば商工会さんですとか振興協議会さんですとか、企業さんですとか、もしかしたら農協さんとかいったようないろんな団体とか自治会関係も含めて、やっぱり出ていただきやすいような、ちょっと背中、お尻を押していただけるような、そういった風土づくりといいますか環境づくりが多分必要なんだろうなというふうに思います。そうなってくると、やっぱりそっちの方面ではNPO法人さんにお世話になるというわけにはいかないの、役場として積極的にそっちのほうの働きかけ、ないしは土台づくりを取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。今回、事業を委託しましたNPO法人のむすびさんに3回やっていただいた感想を聞いてみたんですけども、先ほど人集めが大変だという話がありましたけれども、むすびさんのほうも、南部町の独身男性の多くは恥ずかしいという理由で婚活イベント自体に出たがらないことがわかったと言っておりました。また、一方で参加した女性にアンケートをとられたところ、気になる男性がいたかどうかという質問に対してイエス回答が60%あったと。南部町以外で婚活イベントされてますけれども、そのときに同じ質問しますと、これが36%ということで、南部町だと倍ぐらいの女性はその男性に関心を持ったという、そういう結果が出ておまして、要するに南部町の独身男性の傾向としまして、シャイといいますか、恥ずかしがり屋でなかなか出たがらないけど、一回出たら自分をうまく表現をされて、女性にとって魅力的な男性に映っておるとい、そういう人物像といいますか、そういうことが浮かび上がってきてるのかなということで、今後こういったイベントをするときはそういった一歩踏み出していただいて積極的に行動していただいたら、もっとカップルがふえるのではないかとこのことが言えると思いますんで、そこを我々も後押ししたいと思ひますし、ま

た、おっしゃいましたように、振興協議会ですとか商工会ですとかいろんな団体がありますけれども、そういうところにもお願いをして一步背中を押して、こういうイベントがあるけえ出てみるというふうな、周りの人が、やっぱり親が言うよりも周りの方が一步肩を押してもらえば、仕方がないから出るかなって感じになるかと思しますので、そういう働きかけも今後していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 南部町の男性は非常に魅力的な方が多いということがわかったということで、うれしいなというふうに思います。やっぱり恥ずかしいというのは、多分ほとんどの方が思っておられるのではないかなというふうに思います。たしか日本人の4人に3人ぐらいは対人恐怖症の気があるといったような、何かそういうのもどっか聞いたような気がしますので、結婚するための場だから、それに出なさいよってというような感じではなかなか出たくないなというか尻込みをされるってということも多いのではないかなというふうに、確かにそうだなというふうに私自身も感じます。

この直接的な結婚支援事業ということもこれからもずっとよりパワーアップして続けていく必要があると思いますが、日常的な若い方、例えば20代とか、そういった方々が寄る場所といったようなものが確かに町内ではなくて、男性の方と女性の方が出会うチャンスってというのは本当に職場だとか限られたところでしか今ないのが実情かなというふうに思います。ですので、できればこの事業とあわせて、恒常的にそういった出会うって一緒に何かをつくり上げるだとか問題を解決するだとかといったようなことを通じて自然とそのカップルができて上がるような、そういった場というものを今後は考えていっていただきたいなど。昔は青年団があって、結構青年団で団員同士で結婚されたといったような方っていうのも多かったんだろうなというふうに思います。非常にそういう面ではいい機能を果たしてたんでしょうが、時代の変化とともに参加者の方が減ったということもあるんでしょうけども、例えば運営の方法を少し考えるとか変えるとかすれば、それはそれでまた今日的に非常に求められるような組織ではないかなというふうに思いますが、その恒常的に出会うような、そういった場をつくることに関して何かお考えでもありましたら伺いたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。議員おっしゃいますように、最近なかなかその若い人が出会う機会が少ないと。どうしても職場、仕事が忙しいというようなこともあるんでしょうけれども、限られたところでしか異性と出会う機会が少ないというようなことが、

結婚がなかなかできないといえますか、そういうことに結びついておるんだろうと思います。以前のその青年団のようなそういう恒常的に出会って何かを一緒にするというようなことで、そういう経験を分かち合うことで、よりお近づきになって結婚まで結びつくってという例も多いのかなと思いますけども、従来の青年団をそのまま持ってくるということは、なかなか今の御時世難しいので、どういった手法が可能なのかっていうことについて、そういう問題意識を持って今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 本当に1組でも多くのカップルができて、御結婚までいくということは、何はともあれ町民の皆さんの幸せに通じることだと。そして、町の将来を担っていただける、次の世代を生んでいくことだというふうに思います。結婚だとか出産だとか、子供をつくる、つくらないってというのはもちろんその結婚支援事業だけでどうのこうのなるものではありませんけれども、まずここからがスタートだというふうに思いますので、ぜひこれからも強力にこの事業進めていっていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

では、次に財政の健全化のほうに移りたいと思いますが、たしか去年、おととしぐらいは実質公債比率は1.8にかなり近いようなところまでいって、去年が1.3%の後のほう、ことしが1.2%を切るといったようなところ。将来負担比率も3年前は100、ちょっとうろ覚えで申しわけないんですけども100を超えていったようなところから77というふうになり、今回が33.3といったように、非常にどちらの数値も大きく改善をしていますが、この大きな改善が進んだことについてはどういったことをされたとか、どういったところに注意を置かれたと、その結果こういう大きな改善になったのか、少しお話をいただければなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。大きく減った要因といえますか、実際、23年度は15.2、24が13.8、25が11.9なわけですが、起債の償還額ですね、この額が大きく減ってるということでございまして、単純に起債の償還は終わってきているということにあると思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。繰り上げ償還もあっておりますが、これについてはもう現在繰り上げ償還しておりませんが、それも要因があったということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 南部町の場合、多分いろんな比率がよくなっている状況、よくするというよりもいい状況ができてるのが、人件費比率も相当低いところに来てるのが一つの要因かなというふうに思います。起債の繰り上げ償還で数値がどんどん改善したというのもあるんですけど、経常収支比率とかそういうことに関していえば、人件費比率が低いところで抑えられてるといえることがあるんですが、これ以上の改善ということになると、なかなか難しくなってくるのではないかなと単純に思うんですが、次に打つ手ということになるとどういったことが考えられるものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。次に打つ手というのが、今ずっと行財政改革等で取り組んだ人はいるわけですが、非常に難しいと思います。といいますのが、これから一本算定の関係も始まってきますし、そうした場合、単純に標準財政規模も減って来るわけですから、どうしても指標の数字を上げてくると。極端に言えば、経常収支比率も今の状態で標準財政規模が下がれば、合計も下がってくれば、それはポイントとしても5ポイントぐらい上がってくる話になりますから、なかなかそれに見合った経費の削減を持っていくということは非常に難しいと思っております。ですから、とはいいいましても、それを手をこまねているわけにはいきませんので、さらなる行政改革を進めていくという方法しかないと思っておりますけども、上がってくるということについて、やむを得ないところもあるんじゃないかと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） なかなか0.26あたりの実質財源比率で、これ以上どんどん数値を上げていくというのは確かに難しいんだらうなというふうに思います。

この項目の2番目の公共施設の更新等々のことになるんですけども、ことし5月の総務大臣通知の中で、複式簿記未導入のために事業別や施設別の分析ができていないのではないかと、また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が不十分ではないかといったような課題の提起がされております。なかなか町村は多分この財務諸表の導入っていうのは、市とかに比べたら進んでないといったようなところは多分あるんだらうなというふうに思うんですけども、例えば毎年毎年1,000万ずつ経費がかかってる老朽施設を3億円かけて建てかえたほうがいいのかどうなのかといったようなところ、これが30年とか50年とかの減価償却をかけて、減価償却期間があって、ずっと1,000万円ずつを使っていった長寿命化で維持をしていったほうがいいのか、それか3億円をかけて建てかえたほうがいいのかといったような判断をするときの判断材料ということについていうと、やっぱり複式簿記で作られた貸借対照表とか、それを

つくるためには多分、多分といいますか、固定資産台帳の整備ということが必要になるというふうに思われますが、こちら辺の取り組みの状況、また今後の取り組まれる予定とをお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。複式簿記のお話がありましたが、これは進めていかないけんという方向ではおります。ただ、まだ今、取りかかっている状況ではございません。台帳整備につきましては、昨年度、緊急雇用を使いまして、その台帳のあり方のところは整備できております。ただ、これはまだ数値が決められないところもございまして、評価額の関係等が入ったようなものもありますが、整備の途中ということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） ぴったりこの話というわけではないんですけども、例えばメガソーラーの設備投資を、設備投資といいますか、するときは、あれは収益を生むので少し違うかもしれませんが、何年間でどれだけのリターンがあって、どこら辺でその収支が分岐するだとかといったような分析をされて、私たちもそれを聞いて、じゃあ賛成という話になったと思います。収益を生まないような事業であっても費用対効果等々を判断をしていく上でも、これは執行部の皆さんが判断をされる、議員のほうでも判断をするといったような材料として、やはりそういう判断材料を整備をぜひ進めていただきたいですし、できれば早いうちに進めていただきたい。これから一本算定になって非常に厳しい状況の中での財政運営っていうものが求められるということになれば、さらに一つ一つ、個別の投資案件等々については、特にどういった判断を求められてるのかということは議員としてもやっぱり重要に受けとめていかないといけないというふうに思われますので、ぜひよろしく願いをします。

それと、なかなか町では多額の投資が必要なものに対するPFIとかPPPっていうものは難しいんだろうなというふうに、ちょっと私らも少し諦めとるようなところもあるんですが、きょうの午前中の真壁議員の質問の答弁の中でグループホームを伯耆の国さんが建てられたというのを、これは完全に合致はしないかもしれないですけども、PFIというかPPPというか、ある意味それに近いようなことなのかなというような気がしております。今後そういったインフラの整備、施設の整備等にPFI、PPP、こういったものの利用していくといったような検討、一番最初にとといいますか、以前にはやったときにも多分検討はされてるんだろうなというふうに思いますが、この活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。以前に緑水園を建てかえるということがありまして、このPFIを検討したことがございます。実は浜松町にあります貿易センタービルにオリックスという大きな会社があります。オリックス、御縁をお願いして人の御紹介でオリックスの事業本部のほうに行きましてお話をさせていただきました。大社のほうにゴルフ場を持っておられると、PFIか何かでつくっておられるというようなこともあって行って御相談したわけですが、お金は幾らでも用立てるといことです。しかしその収益が上がらんと、これはもう全く話にならないということでもあります。ですから、どんなその手法があるにせよ、投資したものが回収できる見込みがなければ民間は乗ってこんっていうのがしみじみとわかりまして、緑水園は改修ということでやったわけですが、そういうその収益の機会がちゃんとあれば、これはPFIも決して捨てたものではないと思いますけれども、そういう見込みがないところには乗ってきてただけなかったということから、なかなか今このPFI方式で物事を進めていくというのは難しいのではないかなと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 確かに直接、建設運営等をすれば企業の利益分のお金っていうのは必要はないので、そちらのほうの方が安くなるというふうに思いますが、おとし下関に議員の行政視察で行ったときに、図書館とか文化センター、そういったものを、たしかあればPPPでやっておられたというふうに思います。その投資に関する費用の面だけでいえば、直接やったほうが最終的には安く上がるんでしょうけれども、民営がやることによってサービスの幅とかそういうものが膨らんできて、トータルで見るとこっちのほうの方がよかったんだといったような、そういう御返事といたしますか、御説明をいただきました。どの施設がそういうPFIとかPPPに合ってるのか、ちょっと今ぼんとは出てきませんが、今後そういうことにのって行って、事業の結果として非常にメリットが高かったと、高いだろうというものがあれば、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

この財政の関係ですね、いろいろ伺ってきてまして、今さら何言うだというふうに思われるかもしれないけれども、この前、財政健全化法、破綻法制ですけれども、この財政健全化のそもそもの目的っていうのが今回、いろいろ見ながらちょっとよくわからんなど、私自身。財政がよくなるということは確かにいいことだとは思いますが、どこまでよくならんといけんのか、それを一体どこがどういうふうに求めているのか、そして、当然、行政の目的っていうのは住民の福祉の向上なんですけれども、それと見合わせてどうなのかなっていうことがちょっとよくわからなくなってきたというところもあります。町長、こころのお考えっていうのは国だとか県か

らこういうふうな目的だと、目標だと言われてるものがある、ないしは町長自身お考えになつるということについてお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このことの発端は、北海道の夕張が財政破綻したところから最近では根拠を求められるというように思います。結局、財政再建団体に転落をするまで、ほとんどその危機感を共有できていなかったというようなことや、あるいはまた会計整理期間に新たな借金をしたりして、会計をちょっと不正な操作をして、北海道にも、道庁にもわからんような所作で取り繕ったものを長い間出しておったというようなことがあって、そういうことの反省からこの健全化法が成立して、そして議会へもきちんと財政指標の公表、報告義務というようなものを求め、監査員さんにもそういうことの監査を求める、そういう法律が成立したと、このように思っております。

私は結局、町民の皆さんのために、町民の幸せのためにある財政というものが結局、健全であるということは、一定のその節度を持って運営されなければいけないと思っております。結局、町民の福祉の増進を図ることなんですけれども、これに反対する理由はありませんし、反対できる人もないと思いますが、しかし、極端なことをして、いわゆる平準化が図れんと、今いる者だけで財政を使い切ってしまうと、後の世代は負担だけ払うのかというような問題もありますから、やっぱり財政には健全化と同時に、それが長く継続して安定的に運営されるというような面も必要ではないかというように思っているわけです。したがって、そこの辺のバランスを議会にもよく報告をして相談をして、ごまかすようなことがないようにやれというのがこの健全化法の趣旨ではないかと、このように考えております。住民の皆さんに議会を通じて明らかにするわけですけれども、それでもいいので、少しぐらい悪うなっても、どうしてもやらにゃいけんということもあろうと思います。ですから、財政の健全化ばかり話いてですね、福祉の向上をおろそかにするようなことがあってはいけん。場合によっては、一時的には財政健全化には逆行するようなことも場合によってはあるかもわからんけれども、しかし、そこはよく議会と相談してやれということだろうと思っております。それを公表しながらやると、いわゆる執行部と議会だけで話をしてはいけんということだろうと思います。

それから、先ほどそういう一環で今の貸借対照表の話もあるわけです。いわゆるその国家財政とか都道府県、地方も合わせた財政がどのようになっているのかというのを民間の目から見ると、やっぱりこの貸借対照表というようなもので見ると、今の町が行っているのは、ずだ袋方式と言いましょうか、入るものは全部入れて、出るものはそこから払って、残ったのは何ぼだと、こう

いうそのやり方ではなかなかこの財政を公表する、公開するといってもわからんわけでありまして。民間の人にはわかりにくいということであって、貸借対照表もつくれと、こういうことになっているわけです。

それで、私も東大の神野先生の書物を読んでおりましたら、確かに国家の財政は貸借対照表上、負債は多くて、赤字だということでありまして。大赤字であります。何百兆円の赤字と。それを今度は県を加えて、都道府県は全部やっておりますから、県のものを加えますと、そのときの数字で110兆円ぐらいの赤だと、100兆円ぐらいの赤だということまで縮減になっているわけです。それから、さらにこれを政令指定都市まで加えますと、随分その赤字幅が縮減すると、これを全国の市町村が全部その貸借対照表をつくって、それを全部合算したときには間違いなく黒字になるだろうと言われております。今、それは東大の神野先生が書かれた本に書いてあります。

今、その1,000兆円を超えるような借金があって云々かんぬんありますけれども、一方ではその資産の形成もできておるといことでありまして、全国の市町村のものまで全部加えますと黒字になるということだそうでございます。問題は、要は高いところでバランスしていることが問題なんです。いわゆる1,000兆円入って1,000兆円出るといようなのは、もう確かにバランスはしていても、これは高転びするおそれがあると。何かあったときにはもう取り返しがつかんようになると、こういうことありますから、もうちょっと低いところでバランスするといような状況をつくっていかなければいけないのではないかというように思うわけです。そういうことも含めて、貸借対照表をつくって財政の公表というんでしょうかね、公開というんでしょうか、そういうことにも努めていかんといけんと、このように考えております。

最初の御質問に答えられたかどうかわかりませんが、おかしいという御意見なんですけれども、この4年間で終わってしまったっていけんわけですから、長く続かんといけんわけですから、これはやっぱり健全化を図りながら福祉の増進を図ってバランスのよい財政運営をやっていこうと、こういうことだろうというように思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 時間も大分経過しましたので、3つ目の国民健康保険のところで質問させていただきます。メリット、デメリット等々御答弁をいただいたわけなんですけれども、もう少し何か納得ができんかというところは、国が示す改正目的として、サービス提供の効率化や質の向上を図るためには保険者機能の強化、つまり都道府県単位が欠かせないというふうに書かれてあります。ということは、現状ではサービス機能の効率化が図られていない、非効率のだと、質の向上が図られていない、質が低いんかなというふうにもちょっとひねくれたようなとり

方をするとそういうふうにもとれてしまう、本当にそうかなといったようなところもちょっと納得がいかなというふうに思います。反対に介護予防事業なんかは町に来てるので、サービスの質が悪いだとか非効率だということを言われてるのって、実際にその担当しとられる方々からするとどういふような御感想をお持ちなのかなと、ちょっと聞いてみたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。国のほうでサービス機能が低下してるようなことをおっしゃっているとのことですが、余り私としては実感はありません。ただ、非効率的なところがあったりするところもあるかもしれません。保険の業務を一本化することで効率よく事務ができるということもあるのかもしれないという気はしますが、例えばその国保の事業的なサービスの効率が悪いというようなイメージは今のところはまだ持っていないというところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） そうですね。全ての市町村、鳥取県だけじゃないと思いますけれども、ほとんど全てといってもいい市町村で国民健康保険の財政っていうのは非常に厳しい状況になってる。国全体がそうなってるというふうに言っても多分、過言ではないと思います。

非常に大きな問題を抱えてる状態を、がばっと一まとめで解決を図ったほうがいいのか、小分けにしてその対処方法を探っていったほうがいいのかというところで、今回は大きくして安定っていうふうな選択なんだろうなというふうに思うんですけれども、豊臣秀吉が信長に非常に認められたきっかけになったお城の塀を直すとかつくとかという話。全体の工事が非常におくれとって、困った困ったというときに、じゃあ秀吉は細かく工区を分けて責任とか権限とかそういうものを明確にして、そして競わせることによって1番だったり2番に仕事を上げた人には報酬を与えましょうといったようなそういう政策をとって、それまでとは全然違ったスピードで塀をつくったといったようなこともあって、多分一般的にはその何かの課題を解決するだけかかっていうことになるかと小さく区切ってやったほうがいいのかというふうに、私自身は思います。本当に国がこういう格好で国保を守っていきましょうというふうに出されてしまってますので、町の議会でも言っても詮ないことではあるんですけれども、ただ、やっぱりどうしてもこの議会で議論があるのかなのかということで、私どもも安心してしまふところも、もしかしたらなるかもしれません。実際の業務を運営される方にもやっぱり多少なりと安心感がもしかしたら出てくるんじゃないかなというふうな気もせんでもないところです。

○議長（青砥日出夫君） 時間が来ましたので、まとめてください。

○議員（6番 景山 浩君） 介護予防ではないですが、病気の予防とかそういう医療費の抑制の関係の取り組みには今までにも増してやっぱり努力をしていただかないと、これからどんどんやっぱり高齢化が進んでいって、2025年問題ですか、150兆からの福祉の関係の措置が必要になってくるといったような状況が見えているわけですので、そこら辺のところをもう一度皆さんによろしく願いますということ、お願いをしまして私の質問を終わらせていただきますが、最後、何かありましたらよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この国民健康保険の都道府県一本化については本議会でもたびたび議論になって、今日ようやく国のほうでそういう方向がはっきりしてきて、全国町村会を初め、我々は喜んでいるわけです。それを今までそういう答弁をしてきましたので、これは今さら引っ込めるわけにもいかんと思います。

ただ、そういうメンツで言っているのではなくて、何のためにその保険があるかということですよ。これは、医療費の支払いのために保険を組んでやっているわけですが、医療費はさっきもおっしゃったように2025年ごろに団塊の世代が75歳になるころからもう大変な状況になるだろうということが今から予想されます。一番、こんなこと言っているのか悪いのかわかりませんが、医療費は出来高払いになっております。先生が必要だと思えば、遠慮なしと言っちゃ悪いけど、これも必要だ、あれも必要だということでどんどんかさんでまいります。出来高払いということになってくるわけです。その結果に応じてお金を集めて払わにゃいけんわけですよ。しかもその全体的な支払いの圧力というのは年々これからふえてくると、今現在ももうどんどんふえているわけですから、とても経済成長に追いつくような、経済成長にはるかにしのぐだけの医療費の増嵩拡大があります。そういうものに結果だけで南部町国民健康保険はお金を払わにゃいけんわけです。コントロールはきかんわけです。確かに予防事業だとか予防健診だとか、そういう努力はして、できるだけその医療費が増嵩しないように努力はするわけですが、そういうことをこっぴどみに打ち破るだけの勢いがあるわけですね、医療費の増嵩については。これを一つの町で何とかしようなんて思わんほうがええと私は思います。やっぱりこれは県がその、さっきも言いましたように医療計画をつくるわけですから、ですから、いわゆる医師の配置だとかどうするかという医療計画の中で、ある程度コントロールがきくと思うんですよ、県がやれば。そして、保険も県が持つと、やっぱりその、そこを変えにゃいけんと思いますけど、本当は変えにゃいけんけれども、しかし一定のコントロールはきくというように私は見ております。そう

いうぐあいにして医療費の増嵩を一定程度コントロールしながら鳥取県全体としての保険が成り立つ、これは県の話であります、もう一つ先へ行くと、なぜその国民健康保険というものだけ分けて、あるいは後期高齢者だけ分けてせにゃいけんのかというような問題にも必ず突き当たってくる。若い人もみんな一緒に、全部の保険を一本化してやったほうがいいのではないかというような議論も現にあるわけです。なかなか実現せんのでここでは余り議論してませんけれども、そういう議論もある。

しかし、一番大事なことは、小さな保険者でコントロールのきかない医療費を支払っていくところ、破綻のおそれが、物すごく大きな穴があいておるといことなんです。ですから、何も考えずにどんどんいきよると南部町の国民健康保険はすぐ破綻していくというように思いますので、ぜひそういうときにも他の市町村の支え、あるいは県のコントロールというようなことを通じて、南部町の国民健康保険が破綻しないように私は責任があると、果たしていかなといけんと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここでしばらく休憩します。再開は2時半。

午後2時17分休憩

午後2時30分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

冒頭に町長のほうから訂正があるそうです。

○町長（坂本 昭文君） 申しわけございません。午前中に真壁議員の御質疑の中で社会福祉事業法とって答弁をいたしましたけれども、実はこの法律は平成12年に社会福祉法にということに名称が変わっておりまして、申しわけございません、訂正しておわびを申し上げたいと思います。社会福祉事業法を社会福祉法に訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） そういたしますと、続きまして、8番、細田元教君の質問を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。私が最後でございますので、議長のお許しを得ましたので最後の質問を3項目させていただきます。

同僚議員が前回でも今回でも人口減対策については質問されておられますけれども、これについて再度ですが、要は人口減少対策と介護保険の予防給付、それと認知症について、この3本で今

回はしたいと思います。

この人口減少対策につきましては、ショッキングな発表がなされました。ことしの3月か5月だったと思います。民間の有識者でつくっている日本創成会議、人口減少問題検討分科会、座長が増田元総務大臣が、元ですが、やっておられた方ですが、2040年時点で896もの自治体で若年女性、20歳から39歳が半減して、523の自治体が消滅の可能性が高いとの独自の推計を発表したことから全国に衝撃が走りました。急激に進む少子高齢社会が地域にどのような影響を与えるのかということが大きな問題で、これが今、毎日の新聞報道に、このような全国創成会議ですが、国が進めているまち、ひと、しごと、創生について毎日のように新聞紙上でニュースになっております。ある新聞には、これがチャンス、これをチャンスと捉えて自分たちの自治体を人口増に持っていくんだというようなとらまえで今、論調が進んでおります。

これも鳥取県でもこの間9月の2日でしたか、鳥取県西部の町村議長会での会議で研修がありまして、そこで副知事の林さんが講演していただきました。全くこの話でございました。人口減少、少子高齢社会の到来ということで、平成25年3月、今の話ですね、創成会議から2040年に鳥取県の人口が、まず県の話からいたします、約44万人に減少する見込みが発表になったと。今、鳥取県の人口はたしか六十七、八万、70万か、50何万、それが44万になるということから、我が南部町の話になりますが、その中で鳥取が44万に減少すると、我が南部町では今、1万1,000人ほどの人口ですね、それが7,739人。これに人口移動が、人口移動というのは都会のほうに行っちゃうやつですけど、が続けば7,285人になると発表されました。それで、この創成会議の中で消滅可能都市が発生すると発表になったんです。それが自治体の約50%、49.8%、896自治体なんです。鳥取県の場合、13町が該当すると。で、4市はいいです。湯梨浜と日吉津村以外はこの消滅というか減少になる、消滅都市に含まれる。消滅の可能性の都市の中で鳥取県はまだ10町は該当だと。その中で4市と八頭町、湯梨浜、琴浦、北栄、日吉津以外は、この消滅可能都市になりそうだ、南部町も入ってるんですね。こういうショッキングなデータというか情報がばあっと全国に走りました。

それで、我が町もこれは何とかせないけんじゃないかというところでこの質問を出しました。日本創成会議の資料の中を見ますと、今、景山議員が一般質問されました婚活の問題がありました。我が町の当初予算、26年度予算に少子化対策でこの少子化と婚活の問題は取り組んでおりまして、南部町はすごいことを先駆を切ってやってんだなと日本創成会議の担当者と話したときに感じまして、ちょいちょい南部町へ来ないと、我が町は町長を筆頭に少子化対策にすごい予算をつぎ込んでこれやってるでと、一回会ったがええでってまでがいな大ぼらを吹いてまいりまし

たが、そういうことで、鳥取県もこれに関して人口減少対策ということでプロジェクトチーム、ワーキングチームですか、本部長は知事、副本部長が副知事や統轄監とを中心に立ち上げておられます。そういうことにも全国、市町村を初め、このようにこれが出てからこの少子化対策減少問題について物すごい取り組みを今、一生懸命にやっています。婚活問題は大体どこも同じパターンみたいです。

だけど、幸いに一番よかったなと思ったのが、この創生相の大臣が我が鳥取県出身の石破大臣だったと。この石破大臣が、地元の大員がおるときにぜひとも鳥取県にこのかじを切ろうと、持ってもらいたいということからこの一般質問をしたんです。今まで日本は一極集中で東京、大都市に人口減少とか会社とか全部行きよったんです。これを思い切りハンドルを切ると、国がこの切るときにこの鳥取県に切ったのが来るというような今、大きなチャンスだと私は思っております。

で、2項目の質問をしたんです。本庁での人口増加対策を問うということは今までの当初予算に載っていること以外に、どのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと。2番目には、国が進めているまち・ひと・しごとの創生本部とのこの連携なんですね。町をつくるのは人、人をつくるのは仕事、これは担当官が言っておりました。これについて我が町はこの流れについてどのような連携されるのかお聞きしたいと思います。

それと、第2点目の介護保険の予防給付でございますが、27年の来年の4月から介護保険第6期計画が始まります。これは国の大きな流れで、要支援の予防給付が今まで訪問介護と通所介護が今度は市町村事業に移るということで、ある人からは要支援切りという批判もありますが、その中で市町村事業になる。ならば、この市町村事業を要支援切りにならないような施策がどうしても必要であります。

そこから3点の質問を出しました。これは、予防事業、町村がする事業は来年の4月からですが、始まりますけど、本当に4月からできるのかどうか、いつごろをめどにされるのかまず伺いたいと。実施事業所はどのような事業所はどのような事業所を想定されるのかということですか、今、南部町ではこういう予防事業、通所介護は伯耆の国を中心として今やっておりますが、今後の改正ではそういう専門的な事業所と、その規約、中身の内容を緩和した事業所、一般住民、NPO、またボランティア等がする事業というように大体3つに分かれてこの訪問系と通所系になります。これは我が町としてはどのようなことをして、このような事業所を駆使されてこういう方を守れるのか、伺いたいと思います。

3点目の要支援者が今まで以上に安心して地域で生活できる施策ですが、言われるように、あ

あなたは要支援だからもう介護事業所から市町村事業に移りますというだけで何もできんだったら、これは最悪のパターンです。前回の介護保険の改正で要介護1、2が要支援1になったときに家事援助が中止になって、すごい問題が起きました。これが今度は介護保険から外れて市町村事業になると、ならばこの今まで中止になった家事援助等もこれらに含まれる可能性も出てまいります。こういうことは我が町としてはこれをどのように今度は施策としてされるのか伺いたいと思います。

最後は認知症施策でございます。一番介護保険で問題になっているのは認知症の問題でございます。この認知症、一番世間で大騒ぎになったのが、グループホーム等に入れる方は、それは大変よろしいです。我が町、我が地域、我が家でその認知症の方を見ておられる方、または徘徊される方がおられて、それがこの間ニュースになったのが踏切事故で亡くなられたと。賠償問題が起きまして、その責任が認知症を面倒を見ているお父さんが亡くなられたんですね、奥さんに来たとき、これが。それで認知症の家族の回答が何ちゅう判決を出したんだと、本当に中身を知っているのかというような大きな問題がこの間事例として起きました。我が町でもなきにしもあらずです。これが、このことがまたどのように我が町としては本町でのこの認知症施策に具体的なことに取り組まれるのか、この壇上での質問をさせていただきます。

あとは、町長の答弁をお聞きしまして、発言席からの質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えしてまいります。最初に人口の減少対策でございます。

議員御指摘のように、平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口及びこれをもとに日本創成会議の人口減少問題検討分科会がことし5月に公表した消滅可能性市区町村についての推計は全国の自治体に衝撃を与え、改めて人口減少、少子化問題の深刻さを認識させました。本町でも少子化対策を喫緊の課題と捉え、今年度から本格的に取り組んでいるところであります。

さて、本町の人口動態を平成21年度から25年度までの5年間で分析してみますと、この間に人口は504人減少し、うち自然減が481人、社会減が23人となっております。この数値を見てもわかるように、人口減少の一番の原因は自然減と言えます。死亡数は高齢社会ですから、ある程度やむを得ないとして、出生数をいかにふやして自然減を少なくするか、そして自然減をカバーすべく、いかに移住定住をふやして社会増を拡大していくか、行政の施策としてこの2点

に力点を置いていきたいと考えます。これはまさに今年度、少子化対策として本町が取り組んでいるところでございます。

まず、出生数を伸ばすことです。本町の合計特殊出生率は平成24年で1.39と、県平均1.57はおろか、全国平均の1.41よりも低く、県内でもかなり低いレベルにとどまっています。この数値を上げていく必要がございます。そのために、結婚支援事業で出会いの場を提供するとともに、切れ目のない出産、子育て支援策を講じて、子供を産み、育てやすい環境を提供しているところであります。

次に、社会増を拡大していくこと、言いかえれば、移住・定住を促進していくことでございます。これには、まず、今住んでいる町民の方に、このまま南部町に住み続けていただくことが大切です。そのために、若者世代、子育て世代、高齢者世代など、各世代に南部町を住みよい町と感じていただけるよう、町として、各種施策の充実に努めてまいりたいと思っております。あわせて、外から移り住んでいただく、I、J、Uターンを促進していくことが必要になります。最近の県の調査によりますと、県外からの移住者が移住先の市町村を選んだ理由としては、実家があるが圧倒的にトップとなっています。そこで、まずは南部町出身で、米子市など、近隣の市町村に転出されている、特に若い世代の方々をターゲットとして、結婚・出産を機に、あるいは老親の介護を機に、実家のある南部町にUターンしていただけるよう、そのために必要な住宅対策として、三世帯同居など、支援事業や、若者向け住宅事業などの施策に取り組んでいるところであります。また、県外からの移住者向けにも、首都圏や関西圏での移住相談会などでPR活動を実施しつつ、円滑な定住に結びつくよう、空き家一括借り上げ事業などの住宅対策を講じているところであります。

南部町は米子市などの都市部に近く、都市の便益を享受しやすい条件に恵まれつつ、豊かな自然環境やぬくもりのある地域社会が残っている点に優位性があると考えております。こうした点をしっかりアピールして、移住・定住施策を進め、人口の自然減をカバーしてまいりたいと思っております。

次に、まち・ひと・しごと創生本部との連携でございます。急激な人口減少を食いとめ、地域の再生を図るため、安倍政権の最重要課題の一つとして、総理を本部長とし、全ての閣僚で構成するまち・ひと・しごと創生本部が9月初旬の内閣改造後、直ちに設置されました。

政府は、地方創生の理念を定めた基本法案を秋の臨時国会に提出し、地域活性化に全力を挙げることとしています。基本法案では、50年後も人口1億人を維持するための長期ビジョンの策定と来年度から5年間の地方支援策などを盛り込んだ総合戦略を打ち出すことを政府に義務づけ

るとともに、都道府県が地域の少子化対策や産業振興策などを含む地方版総合戦略を策定することとなる見込みです。町としても地方版総合戦略に町の戦略的な施策を盛り込んでいただけるよう、県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。また、私が代表世話人を務める「人口減少に立ち向かう市町村連合」を10月に立ち上げる予定としておりまして、ここでの取り組みも踏まえて、国の施策の充実を求めていきたいと思っております。石破代議士が担当大臣を務めるといふ、時の利も生かしながら、時期を失することのないよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業などに関してでございます。議員もよく御存じのように、介護保険制度の見直しにより、平成27年4月から平成29年4月までの間に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を市町村が事業主体となってスタートさせることとなりました。それにより、全国の自治体は、南部町に限らず、知恵を絞っているところであります。そこで、私が考える南部町版の地域包括ケアシステムについて説明させていただき、それが質問の1から3にお答えすることになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、地域包括システムの定義を、日常の生活圏域において生活上の安全・安心、健康を確保するために、医療、保健福祉、介護、生活支援サービスなどがシームレスに過不足なく提供できる仕組みで、フォーマルなサービスもインフォーマルなサービスも連携してそれを支えるものと位置づけるといたしました。そこで、このケアシステムを考慮する課題として、1つ、活動を展開する地域の範囲、2つ、サービス提供主体、3つ、包括するケアの内容が上げられます。

まず、1の活動を展開する地域の範囲ですが、実際に活動を展開する範囲として、集落を考えた場合、高齢化の進行によりマンパワーの不足、また、円が重なり、利害が生じ、サービスの内容によっては提供するほうも依頼するほうも荷が重いことが予想されます。そうなれば、もう少し広い地域で行い、地域の手に余ることは町で、町でできないことは県で、県で難しいことは国でという、補完性の原理を意識して取り組むことが肝要だと思っております。

2のサービス提供者についてでございますが、これはシルバー人材センターだとかボランティア団体、NPO、地域振興協議会、民間企業、社会福祉法人などが考えられます。が、しかし、実際に活動を展開する範囲を考えた場合、さきに申し上げたとおり、集落では荷が重いと考えますので、もう少し広い地域、すなわち地域振興協議会にその役割を担っていただきたいと思っております。現に、東西町地域振興協議会で西町の郷を運営され、要支援の方から要介護の方まで、昼間の居場所づくりを行っておられます。全国に先駆けての取り組みに、各地から視察が絶えることがなく、敬意を表する次第であります。この活動を発展させていただき、将来は幅広

くサービス提供をしていただけないかと思っております。

次に、サービスの内容でございます。従来の制度を利用するフォーマルなサービスと新しくつくり出すインフォーマルなサービスがあります。フォーマルなサービスとして、医療、介護保険、各種社会保障制度、福祉制度の従来の利用があります。これは今までどおり利用されればよろしいと思います。インフォーマルなサービスとして、生活支援、各種サービスの見守り、声かけ、話し相手、相談、雪かき、雪おろし、通院、通学など、足の確保、ごみ出し、旅行、農地の管理、家屋の補修、災害時の手助けなどが考えられます。幸いに、平成8年度に旧西伯町で発足した、あいのわ銀行制度がありますので、現在行っているサービスを見直し、平成27年度から再構築して、インフォーマルなサービスの拡大を図り、さまざまなことができるようにしたいと思っております。

以上のようなことを念頭に置き、町内にある西伯病院を初めとする医療機関、伯耆の国、社会福祉協議会、シルバー人材センターや地域振興協議会などと連携して、地域包括支援センターを中心に、南部町版の包括ケアを推し進めていきたいと考えております。

そして、一方では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、既存の事業所の意向もありますが、生活支援を中心とする事業をどのように実施され、または、保険者の広域連合が今後の計画策定でどのくらい見込まれるのか、連携しながら進め、なるべく早く体制を整備してスタートをしたいと考えております。

最後に、認知症対策についてでございます。御質問にお答えする前に、全国の認知症の高齢者の状況について触れさせていただきます。平成22年の数値ですが、65歳以上の高齢者人口が2,874万人、そのうち介護保険を利用している人、約280万人、9.7%です。自立度Iまたは要介護認定を受けていない人、約160万人、5.5%。正常と認知症の間の人、約380万人、13.2%で、認知症または認知症状がある方は約820万人で、28.5%と、驚くべき数値となっております。さらに、警察庁が発表している認知症での行方不明者と、その中の死亡者数は、平成24年で9,607人が行方不明になり、359人が死亡、平成25年には1万322人が行方不明となり、388人が亡くなられています。一方、南部町では、平成26年1月現在で、高齢者数3,663人、介護保険認定を受けている人688人のうち、認知症II a、これは周囲の人が気づくレベルでありますけれども、認知症II aの方が437人、実に63.5%に上り、高齢者人口の12%に当たります。この数値は介護保険の認定を受けておられる方の数値でございますので、軽度の方や、まだ認知症が発見されていない方など、たくさんおられることが推察できます。

認知症が社会問題化し、平成16年に厚生労働省が認知症を知り地域をつくる10カ年の構想を打ち出し、痴呆の呼び名が認知症に改まり、平成17年が認知症を知る1年と位置づけられました。それによって、今後、多くの人々に認知症が正しく理解され、また、認知症の方が安心して暮らせる町が作られていくよう、その第一歩として、普及・啓発のためのキャンペーンが展開されました。そのキャンペーンのために、全国キャラバン・メイト連絡協議会が発足しております。都道府県、市区町村など、自治体や全国規模の企業、団体などと連携して、認知症サポーター養成講座の講師役、キャラバン・メイトを養成し、養成されたキャラバン・メイトは自治体事務局などと共同して、認知症サポーター養成講座を開催する活動が始まりました。サポーター養成講座を開催し、養成講座修了者には、サポーターの目印として、オレンジリングを身につけてもらう事業が全国展開をされて、今までに南部町でも多くの方にオレンジリングを持っていたでいております。

ところで、具体的にどのような施策をというお尋ねですが、先ほど、全国キャラバン・メイト協議会のことをお話ししましたが、本町でも町職員や小学生対象の認知症サポーター養成講座、特に小学生には、認知症の方に限らず、外で出会ったら優しく声をかけてほしいと思います。高齢者と同居する世帯が少なくなってきた、老いていく姿を日ごろ身近に見ることがなくなってきました。そういう状況ですから、なおさら高齢者と触れ合ってほしいと思います。ことしも認知症サポーター養成講座を計画しております。SANチャンネルや広報などで御案内いたしますので、積極的に参加いただきますよう、お願い申し上げます。

ほかに、認知症の方を介護する家族にとって、徘徊は大きな負担となっています。徘徊による行方不明時の対応を地域住民や役場、警察、消防などと連携して、実践形式で学び、早期に発見できる体制づくりを目指して、徘徊見守り模擬訓練を検討しております。それから、在宅で介護されている認知症家族の会を毎月1回開催して、認知症についての知識を習得、情報交換で日ごろの悩みなどを相談して、介護に役立てていただくようにしております。また、話すことによって、介護のストレスを軽減し、リフレッシュして帰っていただくことで、虐待予防の面もあると考えます。認知症の方の対策を地域包括ケアの重要な部分と捉えていますので、今後も認知症を正しく理解していただくための啓発活動、地域で見守っていただくためのサポーターの養成講座の開催を継続させていきます。それから、徘徊による行方不明時の早期発見体制の整備を模擬訓練等を通じて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ありがとうございます。

今、人口増対策で、移住施策、また定住施策、これは、この間の林副知事が言われたところと同じことなんですね。そこでお聞きしますが、南部町でも移住施策、定住施策を空き家借り上げとか若者定住について行っておりますが、今ずっとやっています。私はちょっと視点を変えて、要は、そういう人やちが南部町に住みたい、ずっと住み続けたいということは南部町に魅力がなければいけません。ある程度魅力がなければ、ある程度じゃない、大分魅力がなければいけませんと思いますが、ここにおられる、私たちを筆頭におられる、この担当課の職員さんはずっとほとんど南部町にたくさん長いことあって、大概もう慢性的に見て、何とも思っておられないところがあると思う。

そこで、上川課長にお聞きしたいと思います。なぜならば、県から、ぽこっとことし、去年の春だったかな、ことしの春だったかな、来られて、ぴょこんと一発に企画課長になられて、26年度の南部町の当初予算、この少子化対策について陣頭指揮としておられますけども、今まで回っておられまして、南部町の魅力とはどこにありますでしょうか。そこから話を進めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。南部町のほうにぴょこっと来て、南部町の魅力をどう感じるかという御質問ですけれども、非常に南部町というのは魅力あふれる町だというふうに思っております。一つは、やはりそんなに極端な田舎ではなくて、すぐ米子まで10分、20分あれば行けるような距離で、これだけ豊かな里山の風景が広がっているところというのはなかなか県内見回してもないのではないかなと。そういう都市の魅力と田舎らしい魅力と、その両方を兼ね備えているということが非常に魅力的かなと。これは、やはり若い人にとってみても、すぐ遊びたくなれば米子市内のほうに行って遊べますし、買い物もできますし、ゆったりしたいときは家でゆっくりできるっていうような、そういう環境がまず一つすばらしいなと思います。

それから、やはり人が非常にフレンドリーといいますか、余り垣根がないという実感が非常に私、しております、いろんところで呼んでいただいて、一緒に何かイベントに出たりとか、受け入れていただくといいますか、敷居が非常に低い、そういう土地柄ではないかなと思います。昔から出雲街道で人の往来が多かったというような、そういった背景もあるのかとは思いますが、けれども、人が優しいと、人が受け入れていただけるというところが魅力かと思います。

それと、やはり地域社会のきずなが非常に強くて、助け合いといいますか、いろん、何というんでしょう、集落の総事であったり、そういうのは当たり前のこととして、皆さん協力してや

っていらっしゃるという、そういう地域社会が、コミュニティーが存続していく基盤になるようなものがしっかり培われている土地柄だというふうに思います。

ちょっと意を尽くしませんけれども、とりあえず、そういった感想を持っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 意地悪な質問だったか知れませんが、こういう関係のない、我が南部町に全然関係のない、鳥取のほうから紙切れ1枚で我が南部町に来られまして、率直な感想としては、極端な田舎ではなかったと。それと、里山の何だったかいな、里山の風景がとてもよいと。それと、人の垣根があんまりないと。それと、地域社会のきずながあると。僕は、この今言われた、課長が言われた、ここがキーワードになれば、鳥取から来られて違和感なくできるならば、こういうことをキーワードにした施策を打てば来られるんじゃないかと。石破創生大臣は、こんな地域の皆さん方の魅力をどんどん発揮すれば金も人も出すと、はっきり言われました。これについて、課長、今言われました、この南部町の魅力について、こうしたらええなというのが一つでもあればお聞きしたい。また、考えていただきたいと思うが、まだちょっと考えちゃらんといったら、今後でも考えていただきたいと思うが、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。今、南部町の売りになる部分ではないかということで、私のほうで申し上げたんですけれども、それを来年度以降に施策に結びつけていけばいいんじゃないかということで、具体的にどういったことが考えられるかという、そういう御質問かと思っておりますけれども、一つ、例えばということで、今、担当の中でいろいろ話をしておりますのが、やはり米子に非常に近いところにこれだけの里山があって、生き物もたくさんいますし、そういう環境の中で、アウトドア的なツーリズムといいますか、例えばサイクリングとか、そういった取り組みといいますか、サイクリングを使ったまちづくりのような、そういった取り組みができれば米子から自転車に乗っても、そんなに何十分ぐらいで来れる距離ですし、町内、このあたりの神社、仏閣とか、いろんなところ回ってもらったり、赤猪岩神社もございまして、清水井とか、いろんな名所がございまして、そういうツールとしてサイクリングなんかを使ったらおもしろいのではないかなというようなことも、ちょっと来年度に向けて、担当課の中で考えたりはしておりますのでございますけど、一つの例として申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） なぜいろいろ聞くかということ、要は、こういう国が創生本部立ち上げて、このようにかじを切った中で、金太郎あめのように全国同じようなメニューじゃおもしろ

うないし、発展もないと。だから、石破創生大臣も、その創生本部の担当課も、地域の魅力のある取り組みをやっていただきたいというのが本音でございまして、こういうことをお聞きしました。ぜひとも来年度予算でもいいです。できたら、町長、県はこのワーキングチームとかワーキングプロジェクトですかを立ち上げておりますけども、町としても、こういうことを立ち上げるつもりはありませんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、細田議員が言われましたワーキンググループの中の課題は、子育てしやすい鳥取県だとか、それから、若者が住み続けたい鳥取県、移住したい鳥取県、これはまさに私どもが昨年から取り組んでます、子育て支援の3つのテーマと重なるところがあります。新たにこういうワーキンググループをつくるんじゃなくて、今、実施部隊もつくっておりますので、これをさらに発展させる形態を模索したいというぐあいには思っています。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この話を聞きまして、我が町は一步進んでおるなと思ったんです。なぜなら、今度、当初予算で、いろんな子育てに対していろんなところから物すごい、みんなで知恵を出し合っただけで今回の少子化対策だったんですね。やってるよって、大分私も国に大ぼら吹いてまいりましたが、これについても、ぜひともしていただきたい。

本来なら、ここで福田先生にも振りたいたいですけど、かわいそうですのでやめまして、一つ、僕の提案ですけども、聞いていただけますでしょうか。この間、7月の中旬に、北海道に視察に行きましてまいりました、議員行政調査で。皆さん、美瑛町の話、言いましたが、これは東川町だったかな、東川町にも行ってまいりまして、東川町の例を言いまして、私もちょっとヒントを得ました。東川町、大雪山系の中で何にもないところで、写真のまちづくりだったな、でやって、まちおこしたと。工場もない、そういうところ何にもないに、ただ写真のまちづくりでやった。それで、そこから発展して、いろんなことやったらしいですけども、我が町に、我が本町にある資源を利用して、人を呼び込むというような施策を私はしたいと思いますが、特に若い者を。それは一つのツールとして、またいろんな問題あると思いますが、東川町は写真だったんですね、これは老若男女ですけども。音楽、これ、国立音楽院がありまして、そこで有名なのが「ゆず」という歌手だそうですけど、「ゆず」っていうのは食べるユズかと思っちゃったら、歌手だったんですけど、そこが立派なアーティストも生んでると。私は、この南部町に歌、音楽の町っていったら、その国立音楽院を中心とすれば、「ゆず」から今度は「かぼす」になるかもしれないような話で、

アーティストが全国から来やせんかと。ならば、若者が来やすい町にすれば、もっと広がるような気がいたしますけども、検討する余地があるのかなのか、課長と副町長、町長に、代表で誰でもいいですから、お答えいただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。音楽のまちづくりはとてもいいことだろうなというぐあいに思います。国立音楽院もあるわけですし、そこにはたくさんの交流を交えた若者、いるわけですから、いろんな面で国立音楽院をうまく使っていくということも施策として大事だろうと思います。

私は、このごろちょっと感じていることがあります。それは、地域おこし協力隊をことしの春から2人入っていただきまして、いろんなところで顔を出していただいています。即効的な効果というものはまだ未知数で見えませんが、春先から感じていることがいろいろなところで皆さんも感じていただいているんじゃないかなと思っています。

まず、清水川で、町長の最初の御挨拶にもありましたけども、神楽を交えた田植えをしました。大学生も集めながら神楽を舞って、さらに地域の人が田植え歌を歌いながら、若者たちが、小さな田んぼだったですけども、そこで田植えをしました。これをまたお米にして、お土産につくろうという壮大なプロジェクトなんですけども、非常に元気が出るというんですか、見ている私たちも、同じこの南部町の中で、よそから来た若者たちがこんなに楽しく、また地域の人たちが昔々歌った田植え歌を即興で出すぐらいの楽しさというんですか、地域の人たちも楽しくやれるということを改めて再発見しました。

2つ目は、小松谷盆踊りです、白川議員も一緒だったんですけど。あそこで、地域の皆さんと、何でことしはこげに若い者ががいにおるだあかいて話をしたんです。そしたら、地域おこしの子たちが、そうですね、総勢で10人ぐらいでも若い人連れて来てたんでしょうか。昨年までは、総踊りだといっても、みんな恥ずかしがってなかなか出なかったんですけど、ことしはどこからか若い世代が踊りの輪の中に入りますんで、その景色が全く違うわけです。地域の中に、集落の中に、私たちが目指しますように、空き家だとかアパートだとかを使いながら、例えば、20代や30代の御夫婦や独身でもいいでしょう、そういう人たちがおられることによって、地域の景色っていうのはもう全く豹変すると思います。そういうことを今、感じているところです。ですから、こういう資源はあると、上川さん、よそから来て、そういうぐあいに力強く言っていただきましたんで、いろいろな資源を使いながら、地域に元気を起こすために、やっぱり若者パワーが要るんだと、それから、そのことは決して不可能ではないということを実感しておりますので、

いろいろな素材を使いながら、種はあるということを確認したいというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そのとおりだと私は思います。ぜひとも、私も高齢福祉ばっかしで、高齢者ばっかし手伝っちゃったですけど、国立の人とつき合いましたら、国立の有名になったのは「ゆず」っていう歌手でしょう。そのの学院で有名なのに「かぼす」っていう歌手がおるんです。あっちが「ゆず」なら、こっちは「かぼす」だって言っとったに。結構上手なかったですけどね。このように、音楽ですれば全国から来ると思う、環境がよければ。そういうことで、特色のある一つのツールとして、来年は考えていただきたいと思います。

続きまして、里山のことで、さっきも上川課長、里山の風景がとてもよいと。都会は、これも新聞報道で見ますと、都会の若者は田舎に暮らしたいってのはそういうところだと。けども、そこには子育てと医療があれば来たいということなんです。それはもうツールになってます。我が町はそのように、今、上川課長がいみじくも里山の風景はとてもよいと、来やすい。医療は充実してます。ねえ、管理者。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、そういうのもツールにして、ぜひともこれについて、せっかく来られてましたので、よろしく願いして、石破大臣をどんどん使って、もうそういう地域に魅力あるところには財源と人を出すと言っておられましたので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、もう時間も、もうすぐしゃべっちゃって困っちゃうんですけど、今度は介護保険の分ですが、今度、今、町長は地域包括ケアシステムを充実して、これを全部網羅できると言われてました。そこには来年度始まるあいのわ銀行等含めますんですけども、この中で、今度の大きな改正で大きくなったのが、この通所と訪問介護がA、B、Cっていうように、なかなか変わるようになったんです。その中で、私はBのほうを充実していただきたい。Bというのは、住民主体による支援なんです。住民主体の自主活動として行う活動なんです。これには財源は助成で、ボランティア主体なんです。このことをきちっとすれば、今まで家事援助等ができた分も全部これ、網羅できると私は思いますし、これが地域包括ケアの一つの大きなポイントになると思いますけども、町長、再度これを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。住民主体によるこの活動でこの生活支援サービスを中心にきめの細かい、住みなれた地域で過ごすことができるということが最終的なその目標なんですけれども、実は、我が入蔵の実態をちょっと調べてみましたところ、この担い手というものがないわけですね。あってもなかなかそういうことに協力されん人もありますし、なかなか集落ではや

っぱりそういうことを唱えても、特定の人に負担がかかり過ぎて続かんということがあろうと思う。せめて地域ぐらいでそれを考えていけば、担い手もできるのではないかというように思っております。それから、東西町でやっておられる西町の郷の活動なんかも、やっぱり名前はここでは出しませんが、中心になっておられる方は定年退職をして地域で何かすることはないだろうかとか生きがいを求めておられる方がその中心になっておられます。ところが、奥のほうは、農地の管理があります。先祖伝来続いてきた農地を自分の代で荒らかいてしまったっていけんという思いが強うございまして、やっぱり農地を管理しながらその担い手にもなるというのはなかなかこれは難しいわけでありまして、これが入蔵の実態でして、例えば、入蔵の部落で集落営農ということが成り立って、集落全体で管理していただく、そういうことになれば、どうでも自分の農地にしがみつかんで、お世話になるわけですから、そうすると、東西町でやっておられるような担い手になることができんこともないです。そういうぐあいに考えると、何人もあるわけです。そういうことから、やっぱり町全体でとにかくそういう体制をつくっていかんといけん。個人に負わせておっても、これ、長続きしませんので、やっぱりそういういいところはちゃんと評価しながら、しかし、続いていくシステムというものをつくっていかんといけんというように考えております。住民主体の活動というものが一番大事なんです。

それと、もう1点は、これが介護保険財政の中でやれということとして、青空天井ではありません。いわゆる前の年の介護予防事業の実績に75歳以上の高齢者の人口の伸び率か何かを掛けて、それを限度額にするというようなことを言っております。実は、介護予防事業の実績は随分低いわけです。ですから、今お願いしているのは、介護予防事業の実績を思いしか上げてくださいということをお願いしております。こういう実績をまずつくって、一定の財源というもののめどをつけて、そして、新しいその介護予防総合事業ですか、地域支援事業に移行していこうというような考え方であります。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 西町の郷、要は東西町振興協議会と同じようなことは無理だと思います。やっぱり地域によって全部顔も違うし、できない。それがコーディネーターできる人が私は必要だと、私は思っています。

また、今、町長がいみじくもたしか南部広域で予防事業は1.2～1.3%、あれは全体では普通は3%、5%はあるのかな、ありますけども、そこまで使ってないと。それを使わんのは保険料を抑制するためでして、人件費を市町村のほうから出すやにしましたから、そういうことになってますけども、本来なら、たしか5%まではあるはずなんですけども、それが最大限で、

そこから伸び率で3%ぐらいだと、ぐらしか伸びない、キャップがかかります。そういうことで、あとは本当に、だから、介護保険も使う。介護保険はケアプランによってできる人は介護保険の事業者でできる順番にやればいいと。その間を縫って、介護保険使える人は使うんです。使いたくても使えない人たちじゃなしに、該当しない人やちをいかにしてこのようにしてサービスを守るかというのが今後の大きなポイントになると思いますが、これは今度のコーディネーターが大きな役割しますので、ぜひともこれについては、これは市町村でやらにゃいけませんので、お願いしたいと思います。

今度は、認知症の問題ですね。認知症の問題は、今お聞きしましたならば、何だったかいな、どこ書いてある、模擬試験を検討しているというように言われました。それはちょっと置いちゃきますけども、要は、認知症の早期発見・早期治療というのが一番いいことございまして、きょうの日本海新聞に、1面に、認知症、受診までに9カ月半かかると。要は、本人が病院に行かなかったからっていうのが38%。年齢によるものだと思うもずっとあったんだけど、要はなかなか行きたがらないと。それが日本海新聞のきょう、こういう誌面に載ってまして、我が町としては、これを早期発見・早期治療でする方策を今どのようにやっておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。町長の答弁の中にもございましたように、認知症サポーターの養成、特に認知症というものが一体どういうものなのか、そして、認知症の方がどういう行動を起こすのかというようなことをまず知る。そして、そのサポーターとなって、見守っていただくと。

とにかくその早期発見するためには、ちょっとこれは私ごとになりますが、実は私の家族も認知症で、実は今グループホームでお世話になっております。意外とその家族の方というのは毎日見ておりますと、認知症の発見、これをおかしいなと思うのがどうもおくれるなというふうに感じております。その場合には、逆に家族の方ではなしに、周りの御近所の方ですとか、そういう方が認知症というものはこういうもんなんだよということを御理解していただいて、その発見に役立てていくと。とにかく、常日ごろ見ている人は、先ほど細田議員が言われましたように、2番目に年のせいかどうかということやその本人がなかなか行きたがらないということは、その本人がまず自覚をしないということが一番だと思っております。とにかく早期発見するためには認知症の理解を広げていくということが一番だと思っております。特に家族の方ではなしに、その周辺にいらっしゃる他人の方、隣近所の方が気づいて、その御家族にちょっとこのごろおかしい

じゃないかやってやなことを言っていた。そして、また、それを家族も認めて、じゃあ、ちょっとそれじゃあ、西伯病院のもの忘れ外来にちょっとお世話になってみらいやうという方向に行くということが実際に自分が家族とかかわってしまっていて、それは感じたことでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。認知症のなかなか初期状態がわかりにくい。早くみつければいいということで、私も西伯病院におったときに、認知症疾患医療センターというものをつくるとということで、西伯病院、手を挙げました。いわゆる内科医と精神科医の融合ですよね。内科医が、大体の皆さんは内科のどっか調子が悪いからということで内科にかかっておられますけども、内科医の先生方は何かこの人はおかしいなっていうのは思うんだけど、じゃあ、それが認知症なのかどうかということにどう誘導していいのかよくわからない。この手引を認知症疾患医療センターと専門の精神科医が、西伯病院の精神科医がこういう場合にはこういうケアをすればいいとか、今出ました、もの忘れ外来に行ってみたらどうですかという、そういう水先案内をしてもらえないだろうかとか、そういう医療の流れというのもございます。そういう中核になるような疾患センターも西伯病院、持っていますので、ぜひともそういう機能も使いながら、地域の開業医の皆さん、それから、米子市内でも、しきりに米子のほうでも疾患センターの医師が出かけて御指導等もしておりますので、さらにこの地域の中で強化して、地域の安全に力を注いでいきたいなというぐあいに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 皆さんは案外、認知症の方と出会われて、特に畠課長さんなんかはよく御存じだと思いますけど、この認知症の方、案外、自尊心強いんですよ。だから、あんた、認知症だから、病院行きなさいなんて、絶対行きませんよ、それ。その前に、認知症っていうのを市民権、得てもらわにゃいけんし、何とも思わないように、何ともないような考えに持つていくためには、私はそれなりのふだんから、例えば一番いいのは、我が町でやってるのはいきいきサロンとか特定健診とか、また伯耆の国が集いで認知症の予防教室ですか等、今やっています。そんなんで、あら、長谷川式は云々もあるかもしれませんが、いろんなことをやりながら、認知症っていう認識を、垣根を低にするような努力が私は必要だと思いますけども、これは担当課として、ぜひこういう施策をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。

先ほど細田議員が今のいきいきサロン等々ということをおっしゃいましたが、実際に今、25年度で、16回、認知症のサポーター養成講座というのをしております。その中で、いきいきサロンのほうにお邪魔したというのが10地区ほど出かけさせていただいて、認知症とはこういうものなんですよというようなお話をさせていただいてるということでございます。ですから、このあたりのところをどんどん広げていって、認知症というものはこういうものなんですよということをとにかく多くの方に御理解をいただくと。もうこれしかないというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そのとおりでございます。もう、要は、自分の足で、自分の口から、ちょっとこのごろ俺、ひどくなったけん、先生、診てえなというのが一番言いやすいですけど、牛に縄つけて引っ張っていくようなまねしたら、絶対行かれません。これは私の経験上です。物すごい自尊心が強いのです。だけん、浦上先生がよくされている、そんな何だい、パネルですか、いろんなのを利用しながら、みんなが、だって、僕の連れは、顔は出てくる、名前が出てこんもん、64歳で。もうそろそろ俺もかなと思う。てやな感じにみんななるんですよ、年とともに。だから、そのように違和感ないような施策をして、これを早期に持っていけば、それなりの手当ができると思う。これをぜひしていただきたいということと、あとは、模擬訓練を検討してるって言われました。この模擬訓練っていうのは大分前から私言ってることなんです。これ、先進地は全部みんなこういうことで模擬訓練をやってます。今、小学校、中学校の話がありました。教育委員会としては、この辺についての教育はどのようにされておられますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。認知症についてということですが、現在、特段認知症について、今、学校教育は、まさに言われるように、あるときは手話をやり、あるときは早く走れって言ったり、まさにいろんなものが降ってきている状況の中で、今、議員がおっしゃられますように、すぐすぐということではございませんが、御存じのとおり、今年度から土曜開校ということで生み出した時間でさまざまな取り組みをしております。その中で、今、今年度、まち科ということで、いろんな町の課題とかを学ぶようなことを今つくっているところでございます。その中で、この認知症っていうのは、まさに子供たちが認知症の方はどうしても行き先を行ったり来たりしておられたり、不安がっておられたりっていうことで、子供たちは何も知らないと、びっくりしてしまったりするんですけど、そこでちょっと

知識があると、慌てない、驚かない、大きな声をかけないっていう基本的な、自尊心を傷つけないっていうようなことが多分小学校の5、6年生ぐらいからだったらできるのかなっていうようなことも考えるとすれば、ふだん子供たちは地域に見守りをしてもらってるんですが、逆に地域の方を子供が見守るってちょっと変ですが、そういう形でのまたつながりもできるのではないかなと思っています。私もこの認知症サポーターっていうのを、オレンジリングはこれなんですけども、これを例えば担任の先生がつけているだけでも、子供たち、低学年の子は、先生、これ、何って聞いてきますので、そうすると、これがこうだよっていうことを言う、給食の時間でもちょっとそういうことを触れることが多分子供たちに入っていくことではないかなというふうな思っておりますので、そういうあたりで、特別この時間でとかいうことではなくて、いろんな学校教育の中で、こういう認知症の問題だけではございませんけども、さまざま取り組んでまいりたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。まとめてください。

○議員（8番 細田 元教君） 言われる前にちょっと。そのように、我が町には、よそにない、4級、5級ヘルパーっていう資格が小・中学校で持ってますね。それはボランティアかもしれませんが、そこで毛を生えたことをすれば済むことだと思いますが、これによって、地域をモデル的に1つか2つでもいい、こういう昼間のこういう模擬訓練をぜひとも本年中に1回でもしていただきたいと思うし、せないけんと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。これはもう町長の口から言われたが早いと思う。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。認知症に関しては、先ほども細田議員もおっしゃったように、非常に人格というものを尊重して対応せんといけんということでありまして、周囲からやっぱりそれをわかってさしあげて支えていくという態度が必要ではないかというように思っております。

私は認知症から復活した人の話を聞いたことがあります。運よくかどうかわかりませんが、もとへ戻った。そのときにおっしゃったことは、とにかく人格はどんどん損なわれていくというんでしょうか、失われていくようで、もうその不安でたまらんということを、たまらんかったと。人格がどんどん失われていくと、そのことが一番、何ていんでしょうかね、強烈的な恐怖ということをおっしゃいました。

それから、その思いはある、頭の中や心の中には思いはいっぱいあるけれども、それがうまく表現できないもどかしさ、これが自分が認知症になったときの思いだと。どうしても思いどおり

にならるので、大きな声を出したり、それから、怒りっぽになったりして、周囲の人に迷惑をかけるというようなことがあったということで、本当に貴重なお話を聞いたわけです。そういうことに注意をして対応をしなければいけませんので、やりさえすりゃいいっちゃうやなもんじゃないわけでありませう。

それと、長谷川式なんかおっしゃいましたけども、今、開業の先生方もやっただいておられます。うちのばあさんですけども、これ、あるとき、野菜の名前をずっと言っていて、何ひとり言を言っとうだって言って言ったら、あした、病院に診察に出えだ。そうすると、先生が野菜を10種類言え、言われるので、稽古しちよるというわけです。それから、次々画面を見て、猫だとか桜だとか、いろいろ、それをすぐ言わせられるというやなことを言っていて、高齢者の皆さんはみんな自分が認知症になったら、こりゃ、みんなに迷惑かけえぞと思って、一生懸命頑張っておられますので、そういう部分を支援をしていくような取り組みというのが私は一番大事ではないかなと。子供たちにも、全国的にこれ、やっとりませう。認知症のコンクールみたいなんがございまして、ケアの、全国から応募して、さまざまな取り組みを見る機会があるわけですけども、おっしゃるように、模擬訓練もございませう。それから、何と言いましょかね、創作劇やったり、本当にそれぞれがそれぞれの地域でさまざまな対応をとっておられまして、大体私の印象では関西、大阪のほう、それから、九州、この辺が大体進んでございませう。そういう情報もございませうので、そういうことを総合的に勘案して、南部町にふさわしい認知症対策というものを位置づけていきたいなというように考えてございませうので、よろしくお願ひませう。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ありがとうございます。

私、言いたかったのは、地域でそういう人やちが安心して暮らせる、みんなの力でその認知症の人やちも一緒になって地域で暮らしてできるような地域をつくりたいと。そのためには、あつと思つたときにはみんなで声かけっこして、その人を誘導したり守つてあげるような地域をつくりたいというのが本音で、本意でございませう。そういうことで、一つ一つ、何も消防でも訓練があるように、認知症の模擬訓練もあつてもしかりじゃないかということでございませう。

きょうは本当にいろんなとこに質問を振りましたが、地域創生で新しい魅力のある町をぜひともつくつていただきたいのを本意と介護保険がますます充実することを本意として、私の一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で8番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

8月26日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす18日からは、各委員会を持っていただき、御審議をお願いをいたします。

以上で終わります。

午後3時48分散会
